

第九十四回国会 大蔵委員会 議 録 第二十三号

昭和五十六年四月十七日(金曜日)
午前十一時二十四分開議

出席委員

委員長 綿貫 民輔君

理事 越智 伊平君
理事 小泉純一郎君
理事 伊藤 茂君
理事 鳥居 一雄君
理事 相沢 英之君
理事 今枝 敬雄君
理事 熊川 次男君
理事 笹山 登生君
理事 白川 勝彦君
理事 平泉 涉君
理事 藤井 勝志君
理事 森田 一君
理事 山中 貞則君
理事 与謝野 馨君
理事 戸田 菊雄君
理事 堀 昌雄君
理事 柴田 弘君
理事 玉置 一弥君
理事 簗輪 幸代君

理事 大原 一三君
理事 山崎武二郎君
理事 沢田 広君
理事 竹本 孫一君
理事 麻生 太郎君
理事 木村武千代君
理事 近藤 元次君
理事 椎名 素夫君
理事 中村正三郎君
理事 平沼 越夫君
理事 毛利 松平君
理事 柳沢 伯夫君
理事 山本 幸雄君
理事 佐藤 観樹君
理事 平林 剛君
理事 村山 喜一君
理事 渡部 一郎君
理事 正森 成二君
理事 柿澤 弘治君

出席國務大臣

大蔵 大臣 渡辺美智雄君

出席政府委員

大蔵政務次官 保岡 興治君
大蔵大臣官房審議官 矢澤富太郎君
大蔵省理財局長 渡辺 喜一君
大蔵省理財局次長 梶崎 泰昌君
大蔵省國際金融局長 加藤 隆司君

委員外の出席者

第一類第五号 大蔵委員会議録第二十三号 昭和五十六年四月十七日

経済企画庁調整局長 西谷 浩明君

外務大臣官房審議官 堤 功一君

外務大臣官房外務参事官 小宅 庸夫君

外務大臣官房外務参事官 坂本重太郎君

外務大臣官房外務参事官 佐藤 嘉恭君

外務省國際連合局長 内田 富夫君

通商産業省機械情報産業局産業機械課長 見学 信敬君

大蔵委員会調査室長 葉林 勇樹君

委員の異動

四月十七日

辞任

相沢 英之君

補欠選任

近藤 元次君

同日

辞任

近藤 元次君

補欠選任

相沢 英之君

四月十六日

各種手数料等の改定に関する法律案(内閣提出第五二二号)

脱税に係る罰則の整備等を図るための国税関係法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五六号)

同日

同(上草義輝君紹介)(第二九九四号)

同(石井一君紹介)(第二九九三三三号)

同(大田間接税導入反対及び歳出削減に関する請願)

同(越智伊平君紹介)(第二九九九五号)

同(大村襄治君紹介)(第二九九九六号)

同(加藤常太郎君紹介)(第二九九九七号)

同(外一件(川山正則君紹介)(第二九九九八号)

同(木村俊夫君紹介)(第二九九九九号)

同(外一件(小坂徳三郎君紹介)(第三〇〇〇〇号)

同(佐藤一郎君紹介)(第三〇〇〇〇一号)

同(佐野嘉吉君紹介)(第三〇〇〇〇二号)

同(中西啓介君紹介)(第三〇〇〇〇三号)

同(中村靖君紹介)(第三〇〇〇〇四号)

同(三原朝雄君紹介)(第三〇〇〇〇五号)

同(山崎拓君紹介)(第三〇〇〇〇六号)

同(大塚雄司君紹介)(第三〇〇〇〇七号)

同(高村正彦君紹介)(第三〇〇〇〇八号)

同(竹内黎一君紹介)(第三〇〇〇〇九号)

同(外一件(稲村利幸君紹介)(第三〇〇〇一〇号)

同(辻英雄君紹介)(第三〇〇〇一〇八号)

同(外一件(長谷川四郎君紹介)(第三〇〇〇一〇八八号)

同(藤本孝雄君紹介)(第三〇〇〇一〇八九号)

同(外三件(武藤嘉文君紹介)(第三〇〇〇一〇九〇号)

同(佐々木良作君紹介)(第三〇〇〇一〇九〇六号)

同(外一件(足立篤郎君紹介)(第三〇〇〇一〇九三三三号)

同(越智伊平君紹介)(第三〇〇〇一〇九三四号)

同(越智通雄君紹介)(第三〇〇〇一〇九三五号)

同(外一件(太田誠一君紹介)(第三〇〇〇一〇九三三六号)

同(奥田敬和君紹介)(第三〇〇〇一〇九三三七号)

同(近藤鉄雄君紹介)(第三〇〇〇一〇九三三八号)

同(堀谷一夫君紹介)(第三〇〇〇一〇九三三九号)

同(田村元君紹介)(第三〇〇〇一〇九三四〇号)

同(中村靖君紹介)(第三〇〇〇一〇九三四一〇号)

同(和田耕作君紹介)(第三〇〇〇一〇九三四二二〇号)

身体障害者に対する地方道路路税免除等に関する請願(中井治君紹介)(第三〇〇〇一〇九三七〇七号)

同(谷部孝之君紹介)(第三〇〇〇一〇九三八〇八号)

同(谷部孝之君紹介)(第三〇〇〇一〇九三八〇八号)

共済年金改善に関する請願外三件(横山利秋君

紹介)(第三〇〇〇九号)

同(田邊誠君紹介)(第三〇〇〇四六号)

同(久保等君紹介)(第三〇〇〇九一〇号)

大衆増税と大型消費増税導入反対に関する請願

(村上弘君紹介)(第三〇〇〇四五五号)

新一般消費増税の導入等反対、大型所得増税に關する請願外一件(村上弘君紹介)(第三〇〇〇四七号)

同(外一件(東中光雄君紹介)(第三〇〇〇四八号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

アフリカ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出第五二二号)

一次産品のための共通基金への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出第五四四号)

臨時通貨法の一部を改正する法律案(内閣提出第五五五号)

各種手数料等の改定に関する法律案(内閣提出第五二二号)

脱税に係る罰則の整備等を図るための国税関係法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五六号)

○綿貫委員長 これより会議を開きます。

アフリカ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案、一次産品のための共通基金への加盟に伴う措置に関する法律案及び臨時通貨法の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。村山喜一君。

○村山(喜)委員 大臣が見えましてから、先般西ドイツに行かれた報告を承りたいと思っております。

す。

きょうは外務省に見えてもらっておりまうけれども、ことしの七月に行われますオタワ・サミットの準備会議に菊地外務審議官が参加をされましていろいろ準備を進めていらっしゃるようでございます。その場合の議題は援助問題が中心になるというふうなことでございます。アメリカではレーガン大統領が誕生した。あるいはフランスのジスカールデスタン大統領の話の聞きましても、最近、アメリカやフランスの景気後退に伴いまして、自分の国を建て直すのが先だというふうな問題から、不協和音が聞こえてくるような状況になってまいりました。この中で、オタワ・サミットの会議がこれからどういふような姿で展開されるのか、そうしてまた、わが国の経済協力に對します援助の理念というものは変わりがなくどうか、この点についてまず外務省からお答えをいただきたいのでございます。

○佐藤説明員 お答え申し上げます。

サミットの全体の問題と経済援助の問題と、二つございましてかと思ひます。

御案内のとおり、サミットは、日本を含みます先進七カ国の間の首脳の自由な意見の交換の場として過去六回行われてきたわけでございます。

御指摘のとおり、七月二十日及び二十一日の両日、オタワにおきまして第七回の会合が開かれる予定になっておるわけでございます。日本といたしましては、世界経済の運営につきまして応分の責任を持つわけでございまして、この会議に積極的に参加をいたしまして、現下の国際情勢の困難な諸問題につきまして首脳の間で十分な意見交換を行われることとなつておるわけでございまして、過去六回のサミットにおきましても、日本としては同様な役割りを果たしてきたものと確信をしております。

○村山(喜)委員 私が尋ねた一つだけしか答えていない。わが国の援助理念はどういふものかというところについては、ことしの三月十六日に、わが国の経済協力政策という資料が外務省から出され

ておりますが、一体わが国の援助理念は何なのかというところをもう少し説明をしておいていただきたい。

○坂本説明員 お答えいたします。

わが国の援助理念でございますけれども、現在国際的に一般に通用しております援助理念というのは、大まかに言つて二つあるかと思ひます。一つは、いまから十年ほど前に出されましたピアソン報告で強調されておりますけれども、人道的見地から援助をしなければいけないという援助理念でございます。それから第二の援助理念としましては、昨年ブラント委員会が報告書が出されましたけれども、その報告書の中に強調されておりますが、開発途上国の繁栄なしには先進国経済の繁栄もない、こういう相互依存の關係からわれわれとしては援助すべきである、これが第二の一般的に確立された理念でございます。

この理念をわが国の国情に合わせて敷衍いたしますと、わが国の場合には、大きく申しまして大體四つの要素が考えられるのではないかと、こう私も考へております。

その第一は平和国家として特殊な立場にございましてわが国の立場。それから第二は経済的に非常に大きな国になつてまいりました経済大国という立場。それから第三番目にはわが国の対外依存度、特に対外経済依存度というのが非常に大きいわけでございまして、この特殊な立場。それから最後には、わが国は非西欧国家として近代化を遂げたという歴史がございすけれども、この特殊な歴史、こういうものを一応背景といたしましてわれわれとしては援助を進めていかなければならない、かように考へております。

○村山(喜)委員 政務次官保岡さん、アフリカ開銀の域外加盟の今回の措置はわが国の経済協力政策に基づく一つの手段としておやりになるんだ、こういうふうな考へてよろしうございすね。

○保岡政府委員 そのとおりでございます。

○村山(喜)委員 そこで、経済協力の国際目標はGNPの二割、そのうち政府開発援助はGNPの

○・七割、そしてODAのグラントエレメントは八六%以上、こういう一つの目標数字が出されているわけでございす。

大蔵省にお尋ねいたしたいのですが、実績はどういふふうになつておりますか。

○加藤(隆)政府委員 GNPの比率でございますが、七九年度が○・二六でございます。それからグラントエレメントの方でございますが、七七・八%でございます。

○村山(喜)委員 いま加藤国際金融局長お答えになりましたのは政府開発援助の割合ですね。経済協力全体の国際目標というのがあるのですか。

これは幾らになつておりますか。

○加藤(隆)政府委員 七九年でございますが、○・七五%でございます。

○村山(喜)委員 そこで、五十六年度のODAの事業予算は幾らになりますか。

○加藤(隆)政府委員 ただいまの広い方の定義で八千八百八十八億円でございす。

○村山(喜)委員 そこで、経企庁の方にお尋ねいたしますが、政府開発援助の中期目標はどういふふうになりますか。

○西谷説明員 御説明申し上げます。

先般策定いたしましたODAの中期目標につきましては、GNP比の改善に努めるということにいたしております。特定で何%にするというふうなことにについては触れてございせん。

○村山(喜)委員 一月の二十三日に経済企画庁が出しました中期目標というのがあるのじゃないですか。

○西谷説明員 御説明申し上げます。

先生御指摘のとおり、一月二十三日に経済企画庁が大蔵省、通産省、外務省等の意見を調整いたしまして今後五年間にわたります政府開発援助の中期目標を定めたところでございす。その内容をごく大まかに申し上げますと、先ほども申し上げましたように一つは今後GNP比率の改善に努めるといふことでございまして、もう一つはこれまで五年間に行つてきました政府開発援助の総額

を、大體百六・八億ドルでございす。これを今後五年間に倍増以上にするということでございます。

○村山(喜)委員 五十六年度の一般会計の中に占めますODA関係の予算は幾らですか。

○加藤(隆)政府委員 三千九百六十五億円でございす。

○村山(喜)委員 そこでお尋ねをいたしたいのは、そのODA事業予算と、それから一般会計予算との開きですね。この開きは、残額四千八百八十六億ありますが、残りは財投と国債だ、こういうふうに見てよろしうございすか。

○加藤(隆)政府委員 さうでございます。

○村山(喜)委員 そこでお尋ねをいたしたいのは、五十六年度GNP比の○・三四%、まあ事業費ベイスで見れば去年の比率と変わりがございません。ところが政府全体としては、政府開発援助の中期目標というものを決めていらっしゃる。この割合でいふ場合には一休目標を達成することができのさうか。○・七に近づけていくために政府は倍増するのだということを決めておるわけですが、倍増したときに一休どういふうな割合になるのですか。○・七にどのよう近づいていくのですか。これの年次計画はないのですか。

○西谷説明員 御説明申し上げます。

先般策定しました中期目標では年次計画というふうなものは定めてございせんが、できるだけGNP比率の改善に努めるということにいたしております。

○村山(喜)委員 そこで私はお伺いしたいのは、ODAのGNP比率の○・七%の目標の早期達成は、目標再確認のために第五回のUNCTADの決議が行われました。これを見てみますと、DAC諸国のGNPの総計に占めますアメリカ、日本、それに西ドイツのGNP合計の比率が六四%を占めている。そういうことから、特にUNCTADの決議というものはこの三国に対して早急に目標達成のために努力をしてくれということを込め

ての決議だというふうに受け取るわけでござい
ます。そこで私は年次計画をつくるというこ
は常問題だと思ふのですが、こういうよう
計画を提示して、そういう国際的な決議が
たものに従つてわが国は努力をしていく
う姿をお示しになつていられるならば、
画といふことで五年後には倍にするんだ
ことになるならば、もちろん財政資金を
ごさいますけれども、一応の目安、その
いてはGNP比率で一体どこまで達成
になるんだという全体の数字が当然出
であると思ふのであります。そういう
は鈴木総理がASEAN諸国も回られて、
地の要請にこたえるようなことも約束
た。近くはまた日米首脳会談が開かれ
うという面からの要請を受けるに違
という状況の中にあつて、一体総体
み、中期目標が達成されるその時点
どういう姿になつてくるんだ、GNP
くらしい数字になつていくんだとい
的に押さえていかなければならな
のですが、経済企画庁が調整官庁
になりますと、どこまでそういう
にこれから推し進めていくとして
数字は皆さん方がつくられるわけ
ら、一応の方向性というものを
もらいたいと思ふのですが、どう

○西谷説明員 御説明申し上げます。
大変事務的な説明になりまして恐縮
ですが、お許しくださいと思ひます。
私もが今回中期目標をつくりま
て一つ考えましたことは、申すま
期目標というのは国際的な目標とい
られるといふこととございませ
したことは、わが国の場合こ
やむを得ない理由で達成できな
常に非難を浴びるというよう
す。したがらして、その表現は
でなければならぬといふことを

方でございます。

そこで技術的な問題に入りますが、GNP比
はかります場合、まず母数になるGNPでござ
ます、これは御案内のとおりわが国新経済社会
七年計画といふものがございまして、六十年ま
の一応の見通しもございまして、しかしな
がら、経済社会七年計画の本文の中にも書かれ
てございまして、世界経済の前途等非常に不
透明なものがある、年々これをフォローアッ
プしていつて変えていくということがございま
す、すでに五十四、五十五年と行われておりま
す。

それから分子になります政府開発援助額でござ
います、このうち、年によりまして相違はござ
います、借款の部分と、それからたゞいま議題
になっておりますような国際機関に対する投融
資、多国間開発援助でございまして、この割合が
非常に多うございまして。

これらのものにつきまして、まず多国籍の開発
援助につきましては、これは御案内のとおり各国
の合意によつてそれぞれの機関の需要に
まるものでございまして、わが国の一存だけ
非常に予測しがたいものがある。特に五年先
とむずかしい。また借款になりますと、これ
らの借款といふものはあくまでも開発途上
自立的な経済社会開発に対する自助努力を支援
いく、そういうプロジェクトでなければならぬ。
その場合開発途上国の受け入れ体制が十分に整備
されるかどうか、そういうような面があつて借款
についても相当精度を持つて予測することが
かしい。そういうような状況がございまして、
の中であつてGNP比を書くといふことはか
て誤解を招くおそれもあるといふようなこと
GNP比の書き方については慎重を期したとい
ような状況があることを御理解賜りたいと思

○村山(喜)委員 大臣が見えまして、大臣早
速ですが、大蔵大臣は先般ドイツに行かれま
ドイツの財政経済状態を調査してこられたわけ

でございます、ポーランド問題をめぐります西
諸国の、貸し付けの問題の主軸を占めてい
ドイツ、それからデタントの後退とかい
題等がある中で東西間のそういうような紛
題に伴いますインパクトあるいは石油ショ
れからマルク相場の大評価の負担、こ
うな問題の中で、いままでドイツと言
の中で自由主義貿易の旗手として、また日本
んで機動的な役割を果たしてきた経済的
力、そういうような上から見まして日本
に共通する点があつたわけでございます。
し、どうも最近のドイツの経済はおかし
つあるのじゃないか、変動を来している
ことから、これの行く末がどういふ
いかということについては日本にとつても
に大きな関心事であると同時に参考にな
ならないという意味で、国会の開催中であ
たけれども大蔵大臣は急遽ドイツに行つてこ
たのどうと思ふのです。

その中で、そういうような問題のほかに構
な問題があるのじゃないだろうか、エアハ
魔法の仕掛けがダウンし始めたのではない
うことが言われておるわけでございますが、
省の「調査月報」等を見ても、経済専門
委員会の見通し等が触れられてゐるのを
たしましたが、最近の状況を見ても、経済
長率といふ雇用水準といふものは物価の
い国際収支の均衡の問題といふ、どうも
出てきてゐるのじゃないだろうかとい
ございます。二月十六日の為替相場は
二マルクを割り込んでしまつた。こ
状況の中にありまして、昨年末に比
一五％くらい下落をしてゐるという
中で、下手したらコストプッシュ・イン
つていくのじゃないだろうかといふ
あるようでございます。そういうよう
ながら、何といつてもODAの中に占める
割合から見ますとアメリカ、日本、西
常に大きなウェイトを占めてゐる。今

で先進国のサミット会議がある。その中
しては経済援助のあり方についていろ
が出ることも間違いない。アメリカの
自分の国内の問題で手いっぱい、その
つた西ドイツもおかしなところある
なつてきたら開発途上国に対する経済
かんずく政府援助の問題についても
が出るのではないだろうかといふ
でございます。

そこで、渡辺大蔵大臣がドイツに行かれま
その状況を見た上で今日どういふ
ち、これからわが国の施策にそれ
いったらいいかといふ問題も含めて御報告
でございます。

○渡辺国務大臣 私は皆さんのお許しを得ま
て、西ドイツではラムスドルフ経済相、それ
大蔵相のマット・ヘーファーが病気で入院
ですから次官のシュールマン、それから連
總裁のペールらと会談したわけ
見方は、私が言うまでもなく、いま村山委員
つたとおりでございます。非常に深刻に物
ておりまして、私は西ドイツへ参考になる
を探したのですが、逆に、日本のことを見
えといふのがヨーロッパでありまして、日
まの置かれておる経済状況等を見ても、
つておる。むしろ日本に学べと言わ
とでございます。

アメリカが、新政権になつて歳出削減とい
のを重点的にやっておりますから、そ
で、海外援助等についても、やらな
いが、国際金融機関への出資等も、予
の後年度に引き延ばすといふような
つて、それでは困る、日本とドイツ
るのに、困る、イギリスだつて、イ
はもう払い込んでゐるじゃないかと
議論が実は多かつたわけ
特に、マルクの維持といふ点につ
カと西ドイツの金利差が非常に
といふことで、短期金利につ

方向をとった、その結果、それがマルクの維持に役立ったというようなことを言っております。アメリカの高金利については、最初のうちはちょっと批判めいた話を、この前私が会ったときには言っておったのですが、最近では各国とも、ドルが下落しては困るし、アメリカの経済がだめになつてはわれわれも全部影響を受けるから仕方がないのじゃないか、そのうち、早く成功してもらつてアメリカの金利が下がってくればいいというような、願望に近いような話になつておるわけでございます。

物価は、そこは非常に神経質でございますから、今度の賃上げ等は、ともかく労使もコストインフレになつては非常に困るということもあつて、そこは日本のように一斉にやることは限つておらぬようですが、もちろん労使間の問題だから政府は関与しないし、はっきりしたことはわからないが、大体四・五から五ぐらいのところまでならかにいって、経済に支障を来さないようにみんな考えているのじゃないかというようにことであります。

それから財政の問題等については、やはり厳しい措置をとつていふことは事実でございます。財政計画等も、日本から言つて西ドイツのはは金科玉条のようなことで、うまくそれで全部済むように思つておるようですが、実際はどこの国だつてなかなかきんきんとはいっていないのは事実であります。しかし、全体として、みんなが国の経済が沈下することは困るということを考へております。

特に日本に対しては、日本の低金利というものの中で、それがさらに輸出圧力となつて、政府が何かバックアップしてプラント輸出などについて輸出ドライブをかけるのじゃないか、そういうことはちょっと歓迎できないというふうなニュアンスのことが多くて、特にラムスドルフ経済大臣などは日本に何回も来ておるし、また六月にも来るそうです。日本の事情は本当によく知つておりまして、われわれは自由貿易主義でやりたいの

だ、それは日本のためにもドイツのためにもなるはずだ、だけれども、余り集中豪雨的なことで自動車を持ち込んでこれると、われわれが両手を広げて、自由貿易なんだ、仕方がないじゃないかと言つてがんばつておるのだけれども、しかしそう理屈ばかり言つたつて、別の政治勢力が強くなれば負けちゃう、であるから、それは将来のことを考えれば、日本も結局はダメージを受けるのだから、ひとつわれわれの自由貿易主義というものも成り立つていくように、お互いに友情と、何か協力とかなんとか言つていまして、そういう長い目で、お互いにそこは助け合つていこうじゃないかというふうなお話でございます。

○村山(喜)委員 「調査月報」の七十巻の第三号の西ドイツ経済専門委員会年次報告というのを、大蔵省からもらひまして、この中を読んでおりますと、まあ、經常収支の赤字が減少することが見込まれたら、為替相場の期待というのは再びインフレ格差に着目することになるであらう、だから、その場合には、このマルク相場というの上昇傾向を示すようになるであらうというふうな見方をしながら、今日高金利政策が続けられているのは、インフレとの闘いが収束していない証拠だといふようなことで自信を持つと同時に、西ドイツはこういうふうにやりたいといふ一つの方向を示していることは事実でございます。

そういうふうな意味から、私がお尋ねをしたのは、先進国である西ドイツが今度のオタワ・サミットにおいて、政府援助という問題について音を上げるのではないだろうかという気がしたもので、それから、その点は大丈夫かどうかということについて大蔵大臣の所見を聞いたわけでございます。その点は大丈夫ですね。(渡辺国務大臣)音を上げる……と……ええ、もうとても持てぬと、そういうふうなことはございませぬか。

○渡辺国務大臣 西ドイツは、やはりおつき合ひはしよう、しかし、アメリカもやつてくれよというものでしたね。アメリカが引つ込まれては困る、われわれも義務を果たすのだから、政権が変

わつたからといって、政策の急転回みたいなのは困るのだ、だから底分のはやはり持つてくれという意見が非常に強かつた。したがつて、西ドイツが自分の方から辞退するとか、ひとつ勘弁してくれといふことまでいくようなニュアンスはなかつたと思ひます。

○村山(喜)委員 そこで、最近の日本の為替管理政策をちよつとお尋ねしてみたいと思ふのでございます。

最近では、ドル高円安という状態があらわれてきているようにございしますが、そういう中で、もちろんレーガン・ボナスというふうな心理的なものもありまして、あるいは異常なアメリカの高金利というふうな問題もありまして、アメリカの經常収支が黒字基調をたどつていふというふうな問題もあるわけでございます。こういう中で、一昨年新しい外為法の改正が行われて、そして自由化体制というものが進められてきたというふうな状況の中で、円の相場の安定をどういうふうにしてこれから図っていくのかという問題はきつめて重要な問題だと考へるわけでございますが、いままでのように貿易収支で黒字を上げて、その余剰を海外に資本輸出をしていくという姿は今日望むべくもない。こういう状況の中ではある程度の經常赤字というものは残つてくる。そういうきた場合には、安定的な資本の流入の確保を図りながらやつていかなければならないであらうといふことはよく言われるわけでございます。その安定的な資本の流入の確保あるいは短期資金のそういうようなユーロダラーの動き等に対するチェックという問題についてもいろいろと検討をされていふだらうと思ふのでありますが、日本の円の相場の安定をどういふふうにして進めていくのかという問題につきまして、新しい外為法の影響が今日どのような状態の中であらわれているかといふことを見定めながら、今日の政策の推進の方向をこの際明らかにしておいていただきたいと思ふのです。

○加藤(隆)政府委員 まず最初にけさのレートでございますが、昨日、終り値が二百十七円五十五銭でございました。寄りつきが大体同じぐらいの二百十七円二十五銭、十時現在二百十七円四十五銭でございます。マルクと円を比べてみますと、マルクの昨日の終り値が二・一八七〇と、円とマルクとの関係は大体百ぐらゐの関係で動いております。

それで御指摘のドルとの関係でございますが、ドルが強くなつておる、幾つかのことが言われておりますが、一つは金利にかなり差がある、あるいはポンドの問題がある、あるいは日本の円については貿易摩擦などがささやかれておるといふようなことがございします。ただいま申し上げました数字からおわかりいただけますように、全般的にドルが高い、マルクと円との関係で見ますと円の方が若干ではございますが強目傾向というふうな状況にございします。

御指摘の新作為管理法以降の為替管理政策という問題になりますが、新作為管理法は百八十度転回いたしまして原則禁止を原則自由にする、有事の場合だけ規制するという考へ方に立つております。したがつて、対外取引は基本的には自由にする。現にOECDの自由化コードで申しますと、いままで八つ留保をしておりましたが、今回の外為管理法によりまして三つまでに減らしてあります。したがつて、対外経済取引は全般的に自由化になつておるわけでございます。

その場合に、為替管理政策をどうするか、有事の場合はしばらくおきまして平時の場合にどう考へるかといふことでございしますが、これは為替政策の領域と国内の全体の経済政策と両方あるわけでございます。私どもは為替政策の領域を担当しておるわけでございますが、一つは、レートが乱高下する場合に弾力的に介入していくという基本方針を持っております。もう一つは、御指摘のように、經常収支が基本的に石油の価格の上昇というところで今後かなり長きにわたつて赤でいかざるを得ないという状況にございします。その場合に放置いたしておきますと円が安くなつて物価が上

という問題が出てまいりますので、資本勘定の方で安定的なところで資金を取り込むというようなことをやっていく。その場合に、先ほど申しましたように為替管理法上は自由でございますので、金が出たり入ったりするわけです。そこで、物価の問題とか經常収支の動向とか金利の問題とか、そういう国内の政策の方がディシプリンを持ってしっかりとやらなければならないという問題が出てくるわけでございます。国内で財政赤字がある、対外的にも赤字である、両方の赤字を踏まえながら日本経済を維持していくためには、単に為替政策の面だけではとてもしよい切れるものではないので、物価なり賃金なりあるいは生産性なりそういう基礎的な経済の条件をしっかりとやっていくということがまず根本になければならない。

その場合に国際金融政策の領域でどういうことが補完的にできるかという問題になります。短期的にはたゞいま申しましたように乱高下防止を目的とする機動的な介入、もう一つは、長期安定資金をどうにかつこうでどこから取り込むかというようなことが国際金融政策の領域の問題だと思ひます。それからもう一つは、国際的な通貨体制のあり方という問題について積極的に参加しながら安定的な通貨体制を目指して進んでいく。いろいろな議論が行われておりますが、目下のところはこれという具体案がございませぬけれども、たとえば代替勘定というものの、SDR中心で通貨体制を再構築するとか、あるいはドル以外にマルク、円が準備通貨化しつつあるわけでございますが、こういう複数準備通貨化を、マネー・ジョングをどうやってやっていくか、準備通貨が複数化しますとその間を渡り歩いて為替市場にいろいろの変動が大きくなるわけでございますから、こういうものをどうにかつこうでマネー・ジョングできるかというのが当面の通貨制度にかかわる問題点になっておりますが、具体的な案はなかなかいい案がございませぬけれども、そういうような面には日本なりの独自の見解を積極的に打ち出していかねばいかぬというようなこ

とを考へております。

○村山(喜)委員　それで、いま新外為法の影響もさほどあらわれていないし、ことしの予算で見ましたように一ドル二百七十七円ぐらいで換算率も決めて日本輸出入銀行の積算等もやっているようにございませぬからどうということとはございませぬが、問題はユーロマネーの動きが今後どういふ姿の中で出てくるか。アメリカの場合に高金利でドルが強いから、いまホットマネーと言われる数千億ドルの金余り動いていない、利ざやを求めて駆け回っていくような動きがないわけでございますが、これが経済の変動というような問題が出てまいりまして動き始めてくると、資金量が大きくなっているだけに大変な問題が出てくる。

それともう一つ、一番大きな世界的な問題としては、非産油発展途上国の累積赤字の問題が最大の問題になってくるのじゃないだろうかという気がするのであります。七七年末の中期の債務が二千五百八十億ドルもある。しかしながらそのうちの千五百五十億ドルは民間債務である。そういうようなことからその九四％が中進国に貸し付けられている。それに及ばない経済力の弱いところは、どうにもならないというような形の中で、金を借りようと思つても高利貸しみたいな金を借りて回転をせざるを得ないというような状況もすでに報告されているわけですね。そういうような状況の中で今日の累積の赤字額は、七九年で三千九百十億ドルと言われている。それに八〇年の経常赤字が七百億ドルぐらゐあるだろう、八一年は八百億ドルになるだろうと言われているわけですね。

こういう状況の中で、アフリカ開銀の域外加盟の問題をめぐりましても、われわれも賛成でございますが、これは単に日本だけで解決できる問題じゃありません、また単なるOECDの国々だけで解決できる問題じゃない、あるいはOEPECの国もあるいは共産圏の経済力を持つ国もともに考えなければならぬ課題だというふうに思ふわけでございますが、大蔵大臣としては、そういうよ

うな意味からこの国際金融の動きに對しましてよほど今後、この問題の対処を、わが国としてもそれだけの経済大国としての一つの責任という問題が出てくるわけでございますので、そういう面において国際金融の問題については重大な関心をお持ちであると思ふのですが、時間が参りましたので、これに對する大臣の御所見だけをお伺いたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

〔委員長退席、大原(一)委員長代理着席〕

○渡辺国務大臣　これも村山委員の御指摘のとおりでございます。日本だけがOEPECから金を借りられればいいということではもう済まないわけであつて、だからといって、ではOEPEC諸国がそれらの経済力の弱いところに融資をするかと言へば、これはなかなかしてくれないわけでございますから、国際的にOEPECからその金をどうして還流させて、そして国際機構を通してそれらの非産油の発展途上国にリサイクルをしていくかということは大きな問題でございます。一方、そうするためには、サウジを始めそれらの国の権利といたしまして、主張というか、出資持ち分という

か、ただ金だけ貸せば、権利は認めないと言つても、これはなかなかかむずかしい話でございますから、やはりそれ相応の資格なり何なりも認めながら協力をしてもらう。また、協力しないということになると、これは産油国にとつても、たくさんドルを持つても、ドルの値打ちが下がっちゃつて、輸入するものは高くなつていくことは同じことなのでありますから、運命共同体でございます。そういう点に産油国も最近大変理解を示しまして、協調の方向にいま歩みつつあるということは大変うれしく思つております。

そういう点において、日本は日本の世界的な、国際的な責任というものを分担して、出すものは出す、しかしお願いするところはお願ひするということをやつていかなければならぬ。これらに對しては、お金もかかるわけでございますから、国民の皆さんには切り詰めてもらつたり、今回のように増税をお願いしたりしながら、国際的には分

担すべきものは分担するということはなかなかむずかしい。むずかしいわけではございますが、これは国民の皆さんに負担、御協力いただくかないとできない問題で、全体、世界の中での日本がなくなつてくれば、日本の経済的な地盤は低下して、結局は国民の頭の上に何らかの形で降りかかつてくるわけですから、そういうところの理解を深めていただくということが大切ではないか、そう思つております。そういう意味において、村山委員が大変御理解を示しておることについて、心から感謝を申し上げる次第でございます。

○大原(一)委員長代理　伊藤茂君。

○伊藤(茂)委員　引き続きお願いしたいと思ひますが、その前に大臣に時の問題を一つ伺つておきたいと思ひます。

十五日にことし初めての税調の総会が開かれまして、大型新税の具体的審議は見送り、七月までお休みということになっておりますが、いままでの税法の審議の経過を見ましても、大臣の方から、たとえば所得税について税率の額の上の方の部分でグリーンカードとの兼ね合いで下げる可能性とかいろいろなことが言われておりますが、私どもの方からは、所得税減税、来年やらないと五年目になるわけですね、五十七年で調整なしの五年目になる。ことしでもずいぶんいろいろな国民世論がございまして、来年はこのままでいいたら大変なことになるといふ気がするわけでありまして、これらの問題について、税調お休みも結構なのですが、大蔵省で検討する、あるいは国民的理

解が得られるように研究してもらつたということも必要ではないだろうか。所得税の問題ですね。ことし所得税のあり方について、大変にどの新聞も一斉に書いています。税調が七月まで休憩というところなのですが、大臣の方はこれら所得税の問題について問題意識を強く持つて、諮問をされる

とか、研究されるとかいうお考えはございませうか。

○矢澤政府委員　税制調査会でございますが、去る十五日に総会をいたしまして、主要なテーマ

は、最近の情勢の変化に伴います今後の政府の方針につきまして大蔵、自治両大臣との懇談、それから行政官庁事務次官からの第二臨調のスケジュールについての御説明、それから今国会におきます予算、税制の審議を通じてのよろもろの御議論の御披露ということでございました。

こういったテーマをこなしした後で、今後のスケジュール、税制調査会の審議日程について小倉会長からお諮りがございまして、小倉会長からの御提案は、政府におきまして現在歳出削減あるいは行政改革に全力を傾注しておることでもありませんし、また税制調査会といたしましても行政改革と歳出削減を強く望んでいるところでございしますから、しばらく事態を静観したいという方針を示されまして、委員の間で御了承を得たものでございます。

今後の日程につきましては、そういうことで全く白紙でございすけれども、税制調査会そのものの目的が本来税制の基本的事項に関する調査、審議をする機関でございすので、私どもも、ただいま委員から御指摘のありましたような点について、いづれ適当な機会に税制調査会におきまして審議が再開されることを期待しているところでございます。

○伊藤(茂)委員 いや、それはわかつているのですよ。私は、今後のわが方の作戦計画がありますから大臣に聞いたのです。これからわが方がどういう対応をしたらいいのかわかりますから、ことし大変大きな問題となった物価調整とかあるいは所得税率の問題とかについて、問題意識を強く持つて今後の税調の作業再開とか大蔵省の勉強とか、対応されるおつもりがあるのかどうかだけ聞いておきたいのです。

○渡辺(国務)大臣 いま審議官からお話のあったとおりなんです。政府は歳出カットでやろうというときに、税調がここで増税の審議をなんということはできないわけです。

しかし問題は、減税を言っても、財源がなければ減税もできないわけです。歳出カットで、うん

と減税財源が出るほどのカットができるのか。できないということになればどうするのか。ですから結局は、来年度の予算編成までではないが、概算要求等のやりとり、そこで大体どういうようなものが表に出てくるか、そういうことを見た上でということになるのじゃないか。所得税減税をやると言っても、財源がなければ減税のやりやうがないわけですから、その負担のあり方と両方含めて、もし税調で勉強するということになれば勉強していただくことになるのじゃないか、そう思います。したがって、当分、ここ二、三カ月になるのか何カ月になるのかは、動きはちょっとないんじゃないか、そう思っています。

○伊藤(茂)委員 特別論争をするつもりはありません。

済みません、もう一つ大臣に伺いたいのですが、先ほど村山委員の方から、アメリカの対外援助についての姿勢の変化、レーガン新政権の態度、また二月末ですか、新しい国務長官がODAの二六%削減ですか、というふうな方向を出されております。これらが、この審議をする現在の二法案についても、今後の南北問題についてもいろいろな影響を及ぼしてくるということが懸念されるわけでありす。しかし日本は、削減するのではなくて着実に増強しなくてはならぬという立場をとっているわけですから、違うわけですね。私は、日米関係、政府も緊密な関係ですから、ぜひアメリカに対して説得をするといいますが、南北問題に真剣に取り組むように態度をとっていく必要があるのではないだろうかと思ひます。それで、やがて日米首脳会談それからオタワ・サミットという日程になっておりますし、オタワ・サミットの方には当然ですが大蔵大臣、御出席をされるわけですね。

〔大原(一)委員長代理退席、委員長着席〕またカナダのトルドー首相なんかも、前から南北問題については熱意を持ってサミットの議論をしなければならぬというふうにも言われておるようでありすますが、その後レーガン政権それから先

進国の景気状態が悪い、いろいろな影響がある、こういうふうなことでありますけれども、政府としてもまた大蔵大臣としても、南北問題の打開あるいは途上国に対する先進国の対応、これらについて前向き、積極的に考えていかなければならぬということだと思ひますが、やがて来るオタワ・サミットの中でも、出席をされる大蔵大臣も、日本政府は前向きな姿勢で臨んでいくということでございます。

○渡辺(国務)大臣 オタワ・サミットの問題としてわれわれいま考えていることは、私の担当は一般的な経済問題、したがって世界的な景気後退の問題あるいは失業増大の中のインフレ防止の問題あるいは金融政策とか財政政策との関連においてどういふふうな対応していくか。それから生産性向上のための施策、供給面重視の経済政策にどういふふうな対応していくか、これらのものにこれからどういふふうな具体的に取り組んでいくかというふうなこと。または、いま言ったような非産油途上国の国際収支の非常にせつ詰まった状況、債務の累積、これらに対して先進諸国がどういふふうに取り組んでいくかというふうなことは大きな議題になるのではないかと、そう思っております。アメリカにもやはりアメリカの国際的な責任というものは果たしてもらいたい、この間集まったときもそんな議論が outcome、ともかくアメリカが出さないのじゃおれたちも出さないよという国もあるのですよ。しかし、アメリカが出さなくなつたわけだけじゃやろうじゃないかという国もありますし、物によっていろいろございす。

○伊藤(茂)委員 本法案に関連してお伺ひしたいのですが、たとえば一次産品共通基金についても、レーガン政権になってからの変化というのか、カーター時代からの延長というのか、アメリカの方ではいまだ出資を決めていない。現在の予算では当然入っておりますし、聞くところによりますと、八二年度になるのですか、この十月からの年度に盛り込まれるかどうかというふう

に言われておるようであります。これはレーガン政権の方が南北よりも東西という政治思想も強いようでありすし、また経済的にはとにかくアメリカが強くならなければはかの国も困るだろうという考え方もあるようであります。

ただ、こういう途上国との関係、南北問題から言いますと、これは大平さんが御存命当時の東京サミットで、特に日本側が提起をした世界エネルギー開発基金、第三世銀と言われるものについてもアメリカは未発効、それからIDAの第六次増資についても、わが国は決めたわけでありすますが、アメリカはまだ、一次産品共通基金についてもわからないというふうな状況があるわけでありす。ただ、この一次産品共通基金についても、発効するための条件を見ますと、やはり大きな国と金額がそろわないと現実にはスタートしないということになるわけでありまして、これらにどういふ見通しを持つのか、または傍観をするのか、いろいろの働きかけをするのか、その辺いかがでしよう。

○加藤(隆)政府委員 アメリカが援助の予算を削つたという問題でございすけれども、正式には従来国際的に約束したことは守る、ただ、金を払うのを延ばしたいというふうな理解しております。

それで具体的な問題でございすますが、共通基金につきましてはいま御指摘のとおり、この十月から始まる予算には恐らく入らないであろうと見ております。その場合に、共通基金がいまわが国会で御審議いただいておりますがどうなるかというところでございすますが、御承知のように百六十三カ国の中の九十九カ国と、出資金の三分の二集まれば発効する、目途は来年度の三月末をにらんでおるわけでございます。その場合、アメリカが入らなかつたらどうなるかということでございますが、御承知のとおりアメリカも昨年、入るべく署名はしているわけでございます。ただいま申し上げましたような発効の条件から見ても、仮にアメリカが入りませんでも計算上は成立いたしますわけ

ざいます。

ただ、先ほど大臣が答弁されましたように、何と申しまして世界の大國であるアメリカが抜けていいのであろうかという問題は、関係者の会合がある都度私どもも申しておりますし、他の主要國の中からもそういう意見が出ております。

特に二番目に御指摘がありましたIDAでございますが、これは六月末までどうやらつながらりますが、わが國は昨年の国会でお認めをいただきまして事前提出というのをやっておりますが、主要國の中では事前提出をやらない國もある。三月末に關係國の会合があったのですが、そういう際にも、せめて事前提出くらいはやるべきではないかというような発言を私どもはいたしております。

アメリカが六月末以降という態度をとるか、いま定かでないませんが、何といつてもアメリカが参加しないことには意味がないという立場、それから、私どもは基本的な援助政策の考え方といたしまして、先ほど外務省の方からも答弁がございましたが、發展途上國の經濟開發あるいは社會開發、民生の安定、向上の自助努力を彼らがしておるのを助けることによって途上國の福祉の向上をねらう、その結果、世界の安定、經濟の發展が確保される、そうしてわが國の經濟にも寄与されるというような考え方を持っております。

○伊藤茂委員 アメリカにも努力方を要請しているということですから、南北という問題はいろいろな意味で今後の世界の枠組みに関する重要な問題でありますから、やはり日本が積極的貢獻をする、また努めて國際的にも評価をされるような存在になるように努力をされるように期待をしていきたいと思つております。

○伊藤茂委員 アメリカにも努力方を要請しているということですから、南北という問題はいろいろな意味で今後の世界の枠組みに関する重要な問題でありますから、やはり日本が積極的貢獻をする、また努めて國際的にも評価をされるような存在になるように努力をされるように期待をしていきたいと思つております。

したいのです。私はレーガン政権との関連などからいつてちょっと心配なんです、たとえば難民問題なんかについても、新聞を見ますと、レーガン政権が特使を派遣をして大規模にこれらの対応を考えましよう、また、相次いで各國が援助を表明する、日本も何かアメリカにつられたようななか

つこうでと言いたくなるような形で対応を決めているという感じがするわけでありまして。私も不勉強ですが、アフリカ地域は年じゅう数カ所か十カ所くらいは紛争が起きて戦争をやっている。一千万とか二千万とか大変な難民も生まれている。しかもそれが飢饉状態に置かれていて、大変な問題を抱えているところだろうと思つて。そういうことを考えますと、やはり超大國の勢力の角逐の場という面もあるわけでありまして、それではないかぬではないか、少なくとも國際機關に融資、増資、参加をするという面においては、平和國家日本としてのプライドを持った努力が必要ではないだろうかという気がするわけでありまして。

念のため伺つておきたいのですが、今度の域外加盟について、域内五十カ國、これは全会一致で決まったのですか。

○加藤隆政府委員 御承知のように五十一カ國あつて、南アが抜けて五十で、四カ國ほどがまだ賛成の意を表しておりません。四十六カ國で成立したわけです。

○伊藤茂委員 賛成しなかつた方は、リビアとかアルジェリアとかというようになことを聞きますが、どういふ態度表明だったのでしょうか、中身を。

○加藤隆政府委員 大変抽象的でございますが、アフリカの性格が薄まる、要するに自分たちだけというふうな感じのところへ、銀行の資金を増強するという意味で域外國の加盟を求めようという意見と、いや自分たちだけでいくということの方が重要ではないかというふうな見解の差であらうと思つております。

○伊藤茂委員 これは域内五十カ國でもいろいろ意見があるだろうと思つて、むずかしい面

が。それで今回わが國も加盟をするというふうなわけでありまして、さつき申し上げたようにいろいろ紛争が起きやすい、しかも外からの關係でも紛争が起きやすい。またLDCの数も多い。しかし、資源の問題その他含めて将来的にはもっと

深い關係を持たなくちゃならぬということになるわけでありまして、そういう意味での現実に発生している紛争地域への対応、あるいは國連なんかでも長らく問題になってきました南アフリカ、いろいろ問題などに対して日本政府としてのこれらの機關への加盟、運用に当たつての態度のとり方、アメリカ、ソ連、中國、大國のいろいろな關係もある、しかし日本は大変高潔、フェアな態度でありましたという面が必要だと思つて、そういう基本的な考え方、これは外務省ですか、どういふことでしょうか。

○小宅説明員 アフリカにつきましては國連の場である、あそこのアパルトヘイトといふ人種差別政策、これに関連して一連の決議が採択をされておりますが、加盟國の一員として日本はその決議を遵守するというところでやっております。たとえば南アとの經濟關係につきましてはこれを通常貿易の範圍にとどめるとか、それから外交關係につきましては大使館ではなくて總領事館にするとか、それから文化關係につきましてもこれを最低限に抑えるとか、こういうことでやっております。

○伊藤茂委員 私どもも國際會議にたまに出ますと、南アフリカ、ナミビア、いろいろな問題を現地の人も含めてずいぶん話を聞きます。深刻な問題だと思つて。また、國連など國際的な場でもいつも大きな話題となるというわけでありまして、それらに対する対応については十分な配慮をお願いしたいと思つて。

それから、レーガン政権との關係は別にしまして、今後の日本の南北問題の取り組みについて幾つか伺ひたいのですが、大臣御都合悪いよう

です。構だと思つて、外務省と大藏省と両方伺ひたいのですが、まず外務省の方に。

いのですが、まず外務省の方に。

一月二十三日に決められました先ほど答弁の中でも話題となりました政府開發援助の中期目標、今後八五年までに倍以上にするというわけでありまして。三つほどその柱も、閣議了解ですか、中に出ておりますが、これでいきますと金額の面で七六年から五年間にドルベースでいって百七億ドル、それからいまの中期目標といふと総額で言えは少なくとも二百二十億ドル以上二百五十億ドルくらい、何か新聞で見ましたら二百二十億ドル以上というふうな外務省は考えられていて出ておりましたが、その辺のことをどうお考えになつておられるのか、具体的なめどの金額の見通し。

それから大臣も先ほどおっしゃつたように、とにかく財源がないという苦勞を味わつておられるわけでありまして、しかしこれは日本の經濟上、一次産品その他に関連して日本の經濟が大変強い影響を持つためには大きなウェイトを持つというわけでありまして、この政府開發援助の中期目標の達成ということは日本の經濟の發展のためにもどうしても必要だという位置づけになるのではないかと思います。今後の中期の財政計画の中でも、この点は十分配慮をしないかなければならないということじゃないかと思つて、その点いかがお考えか、外務省と大藏省、両方からお答えください。

○坂本説明員 お答え申し上げます。

第一の点でございますが、具体的に金額をどの程度考へておられるのかということでございますが、先生御案内のとおり、この計画によりまして今後五年間で過去五年間の百七億ドル弱のものを倍以上にするということでございますので、最小限私どもとしましては二百十四億ドル、これはもう絶対確保しなければいかぬ、こう思つておりますが、私どもの気持ちでは以上というところに非常に期待をしております、GNP比の改善というものを図るということになつておりますので、以上をできるだけふやした上でGNP比の改善に

つなげてまいりたい、こう期待しておるわけであります。

それから第二の南北問題を考える際に、日本経済の発展のためにも必要ではないかという点でございますが、先生御案内かとも思いますが、OECDが一年ほど前に「インターフューチャーズ」という報告を出してございます。それによりまして、今世紀終わりに日本が大体いまのままで成長してまいりますと、一人当たりのGNPはアメリカを抜いて世界第一番目になるといふ姿が出ておりますが、万が一南北関係が非常に悪化したしまして南北分裂型で今世紀末を迎えますと、日本の一人当たりのGNPは大体三千数百ドルで、アメリカの半分以下という姿が出てございます。このOECDのレポートを見てもおわかりかと思いますが、やはり援助をして南の国の経済の繁栄を図るといふことは即日本経済の発展につながってくる、こう考えまして、私どもとしましては援助は決して人のためではない、こういう認識を持っております。

○渡辺国務大臣 先ほどもお話ししたように、非常に厳しい財政事情の中で国際関係を考慮して倍にしていこうというのですからこれは実際は大変なことなんです。したがって私は、その援助のやり方ということについても効果のあるようなことになければ困ります、援助をして怒られたり恨まれたり対目批判が起ったりしたら困るわけですから、したがって援助のあり方という問題についても、ただ言われたからすぐはいはいということではよくの方は困るのだ、中身をひとつ調べさせてもらわなければ困るし、そうして結局喜ばれる援助にしなければならぬ、ずさんなことは困るということを書いてあるのです、そうでないと国民の理解が得られませんか。国民の理解を得て国民の方には節約を求めて、外国の方には倍もふやす話なんですからね。これは実際私としては大変なことなんです。(伊藤(茂)委員)しかも大増税しないで「と呼ぶ」大増税をしないで。ただ、相手の援助を受ける方にも私は注文をつけておるのです。実

は国際会議、IMFの総会などでも、やはり自助努力というものもやってももらなければ困ります、ただもらえたいという話だけでは幾らつぎ込んだってその効果は出てこないわけですから。ですから時と場合によってはIMFに加入してもらったり、加入したがいらないで金を貸せとかいう国がいっぱいあるのです。加入するともかく最初のうちはいいがだんだん内政干渉されるとか、内政干渉じゃないけれどもたまたま経済運営をやっておったのでは幾らつぎ込んだってだめなんですから、合理的なこともやってももらなければ困るということでも国際機関がいろいろガイドラインを設けたり指導したり、それを守らなければ自助援助はやらぬよとか、金を貸さぬよとかやるわけですよ。

これはやはりやってももらわぬと、金を出す方の身分になれば、出せばいいというものじゃないのですから、効果を上げてもらわなければならぬというところで、その援助を受ける側もやはり自主努力、自助の努力というものを要請をしていきたい。両々相まって効果が出るものだ。そういう意味では、着実に援助も伸ばしますが、相手方にも要請するところは要請してまいりたい、かように考えております。

○伊藤(茂)委員 それは大臣が言われたとおりだと思ふのです。私はそういう意味で二つ問題意識を感ずるのですが、効果のある、しかもむだでない、喜ばれるような開発援助を考えますと、一つは、さっきもODAの新増設計画がございまして、OD Aの量と質、これをGNP対比、D A C平均どうかどうかという議論をする仕方、これももうそろそろ新しい発想があつていいんじゃないか。

何か物を読みますと、ベネチア・サミットで、もう従来の枠組みといふますか、いままでの先進国の政府開発援助の伝統的な手法、やり方いいのかどうかということも、ジスカルデスタン大統領などから提起をされたということも何うわけでありまして、私は、何かそういう時期に来てい

るといふ感じがいたします。そういう意味から言いますと、私は、一つ新しい発想というものがあつていいんではないかと思ふ。

私は、一橋大学の名誉教授の都留さんなどにときどき伺つたりしてもそうだと思うのですが、日本が、南北途上国の関係、まあ途上国といつても非常に複雑でいろいろですからなかなかむずかしいわけですが、それについて、南北センターとかあるいは効果のある援助のための基礎となるさまざまな人的、学術的あるいは情報を含めた交流とか、何かそういう将来に向けた展望のあるプランニングのベースをつくっていくということが必要ではないか。そういうことに日本が先進国の中でも特段に貢献をしているということになれば、日本との貿易、経済、一次産品輸入その他についても非常に大きな敬意を持ってつき合われるということが出てくるんじゃないだろうか。何かそういう発想の転換が必要ではないかと思ふ。

もう一つは、大臣も自助努力と言われましたが、そのとおりだと思うのですが、自助努力というよりも、やはり自立的な、あるいは自主的な発展を途上国がそれぞれ可能とするような条件をつくるということも非常に大事なものではないだろうか。

私はプラント・レポートを読みまして、たとえば一次産品についても、価格が不安定その他状況は御承知のとおりですが、若干の中間加工をすれば、付加価値の面でも、あるいは収入の面でも全然違ってくる、しかし、それをやる体制と余裕がない、それをやろうと思つても、技術の援助もむずかしいし、また、関税の面でそれが非常にできなくなる、ちょっと加工をすると、先進国側の、輸入する側の関税がぐっと高くなる、いろいろな障壁も現実につくられている、これを何とかしなければならぬということはこのプラント・レポートでも強調されております。そういう努力が非常に必要なんではないか。

ものを二つ申し上げましたが、やるべきではないだろうかということについての考え方を伺いたいわけでありませう。

あと時間ありませんから、もう一つだけついでに質問をして終わりたいと思ひますが、もう一つは、一次産品に開発をして、その効果の問題であります。

これは申し上げるまでもなく、何年かの協議を経てこの協定が成立をするということになったわけでありまして、またその過程では、共通基金の設定についての途上国側の強いさまざまな要望や意見が出たようであります。

○加藤(隆)政府委員 前段の方でございますが、そうして今度のプログラムが採択をされるというところになったわけでありまして、七六年にナイロビの第四回UNCTAD総会でこれらについて提案をされたときには、将来六十億ドルの資金を運用できること、加盟政府の払い込み資本が当初十億ドル、将来二十億ドル、四十億ドルは借り入れで賄うというふうな構想として提案されたわけでありまして、合意された、また今度提案されている内容では、当初払い込み四億ドルに削減というところになっているわけでありまして、このプラント・レポートで一次産品について書かれているところを読みまして、いま合意されたものが十分かどうかについては重大な疑念が表明されている、しかし、この新しい国際協力の試みが成功するようにあらゆる努力を払うべきであるというふうに述べております。

援助のあり方の問題に二つ御指摘があったわけですが、御指摘のとおりだと思います。

ベニスのサミットの際に、七〇年代に非常に援助が量的にふえたわけですが、ジスカーデルスタンがいまの、枠組みというような言葉でおっしゃいましたが、そういうようなものを見直すべきではないかという議論が行われたことは事実でございます。

先般ASEANに鈴木総理が行かれたわけですが、私もお供いたしましたわけですが、いろいろも、総理は、地についた援助というように表現で言われておるわけです。まず飯を食えるようにする、食糧とか農村というようなものを考えよう。いま付加価値という御指摘がございましたが、中小企業という御指摘がございました。それから、エネルギー、人づくり、教育、そういうような問題を置いてASEANに対してやっていきたいということを各所で言われまして、先方からも高く評価されたところでございまして、伊藤委員の御指摘のとおりだろうと思っております。

それから二番目の方の問題でございますが、率直に申して、現在十八品目ぐらいが考えられております。六十億ドルという議論もございましたけれども、その十八の商品協定の中で現在四つぐらいが、この共通基金とつながりの可能性が大きなものとして考えられているわけですが、そういうようなことから言って、現在の出資金四億七千というスケール、これは、まず最初そういうようなことから始めていくことがいいのではないかと思うわけでございます。日本が一番関心を持っておりますASEAN関係の一次産品、天然ゴムとかすずとか、そういうようなものが比較的可能性が高いわけですが、そういうようなことから考えて、一方的に基金に加盟国が出すというよりも、それぞれの商品協定の方からも金を出す、現在の仕組みが大変現実的ではないか。

将来のことでございますけれども、将来は、こ

れをやってみてからまたそのときの条件で考えるというところが本当のところだろうと思っております。

○伊藤委員 二分ありますから、もう一つ、これは外務省に聞きます。

新聞を読みましたら、「対外政府援助に基準設定」特にODAに関係するのだと思いますが、どういうふうな日本の援助の枠組みを決めていくのかというわけですが、この内容を見ますと、アジア七割、中東、アフリカ、中南米それぞれ一割、合計十割ですね。聞きましたら、アフリカは日本の援助の中のシェアが低いパーセンテージからだんだんに高まってきて、九・何%ぐらいになっているようです。何か中期的な枠組みの中で、さっきASEAN重点というお話もございましたけれども、アジアに七割、中東、アフリカ、中南米一割ずつというふうな枠組みみたいなこともお考えになっているわけですか。

○坂本説明員 お答えいたします。

一応外務省といたしましては、先生ただいま申されましたような感じで、地域的な二国間ODAの配分は、アジアにつきましては七割くらい、それから中近東、アフリカ、中南米、各一割くらいというのを考えております。実績は、現実にはたとえば七九年の数字でございますけれども、アフリカには九・七%、中南米には八・六%、中近東には一〇・四%ということで、実績もいま申しましたようなところと余りかけ離れておりませんので、ASEANは重要でございますけれども、アジアだけに余り集中しても困る、やはり全世界を相手に援助をしていくということで、いま申しましたようなことをわれわれは内々考えておる次第でございます。

○伊藤委員 終わります。

○綿貫委員長 本会議散会後直ちに再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時五十一分休憩

午後一時四十八分開議

○綿貫委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。午前に引き続き質疑を続行いたします。渡部一郎君。

○渡部(一)委員 まず一次産品の問題からお尋ねをしていきたいと思っております。

一次産品共通基金に關しましては、多年にわたる南北交渉の生み出した成果の中でも特に重要な成果と目されているものであります。その実行に当たりましてはなかなか大きな問題点がたくさんあるのをごさいます。今後において南側だけでなく北側においてもいろいろな研究と取り組みが必要であると思っております。特に緩衝在庫に対する融資、いわゆる第一の窓、研究開発、生産向上、市場開拓など、緩衝在庫以外の措置に対する融資、贈与に關する第二の窓、この両者がお互いに独立して活躍をさせる、こういう形で共通基金は出ているわけでございますけれども、この共通基金の基本的な性格について、まず南側の主張と北側の主張がかなりのレベルで交差しているわけでありまして、その交差しているレベルの最大の問題点が決着がつかず、取り組みが余りうまくいかないのではないかと思われる点があります。輸出所得の大きな部分につきまして、南側の主要な主張は、輸出所得の一番大きな部分を第一次産品の輸出にゆだねているわけでございます。それから、第一次産品の価格が安定することが経済発展の基礎である。だからこそ、この一次産品の国際緩衝在庫における融資を行う共通基金というものが要なんだ。この融資という面に大きな重点を置いてもらうのでなければ、一次産品の安定的な価格維持を行うことはできないし、ひいては南側諸国の経済発展の基礎を揺るがすものになるとが、北側から言われるならば、一次産品の価格を人為的に市場価格より高い水準に設定することは、マーケットメカニズムのメリットが全部なくなってしまうのだ、そういうやり方では困るのだ、こういう考え方が強くあり、特にアメリカ

カのクーパー國務次官のステートメントなどというものは、共通基金というのは援助機関ではない、そうではなくて、こういう立場を強く主張し、国際金融機関であるというようにすることを強く述べたわけでありまして。

金融機関であるならば、その際限のない、一次産品の価格維持のためにたくさんのお金を投下することにブレーキをかけなければならぬものであります。援助機関であるというならば、ある水準の金額は常時補てんしていくというやり方でやっていくということも道が開くわけでありまして。どうやら決着は灰色に近い状況であるように見えるわけですが、この点、日本側の立場はどちらの立場をとり、どういうふうに今後この問題を誘導していくか。いままでの歴史を見まして、緩衝在庫の歴史というものは、常にある意味のごね得型の推移をしてきた。結局、いろいろ言うけれども、お金はだんだんなくなってきた。緩衝在庫はつぶれていくという方向にあったのではないかと私は思います。したがって、アメリカと違ってこの問題について非常に大きなお金を元氣よくお出しになった日本の大蔵省、大蔵大臣といたしましては、深い御見識がいろいろおありになるだろうと思っております。この点について、基本的なところからまずお伺いしたい。

○加藤(隆)政府委員 共通基金の性格は、先生のいま御指摘のような議論が過去五、六年にわたって行われたわけでございます。

でき上がったものは、一つは第一の窓、要するに融資をする方のファンドでございますが、私どもの方は、これを大蔵省が所管していることからもおわかりのように、国際金融機関というふうな考えておるわけでございます。

ただ、いま御指摘にもございましたように、南側から援助機関の性格という御議論があった結果でございまして、第二の窓の方で、生産性の向上とか新市場の開拓とかいうような若干援助的色彩を持っておる、中間形態みたいな感じが入っていることは事実でございます。

ただ、私も国際金融の角度からこれを取り上げたいというのは、まさに御指摘のように、援助の性格を持ちながら国際金融機関として考えるという立場をとっておるわけでございます。

アメリカの考え方でございますが、御指摘のクーパーの言っているような考え方の上には入らないわけでございます。それでファンドの方に入る。この場合、次の問題は、一体本当に実効があるのかという御指摘でございますが、わが国の場合も、食糧制度から始まっていろいろ価格支持の制度がございます。この場合、適切な価格が設定されて、需給関係との結びつきが適切であるならば、かなり有効に機能するのは経験的にあるわけでございます。

たとえば、ドイツがかなり前にやっております、瞬間タッチで食糧関係のものを価格操作するというようなものかなり効果を上げた。わが国の場合にも、いろいろ御批判はありましようけれども、それからうまくいっていないものもございますけれども、うまくいっている価格支持政策もあるというようにことから申しまして、先進国側にとつては安定的な価格で原材料が手に入る、後進国の方から見ると所得が安定する、理論的にはそういうメリットがあることは事実だろうと思ひます。したがって、いま申しましたように、適切な価格が設定されて、需給との関係で円滑にワークするならば相当のプラスがあるのではないかと。

それからもう一つ、わが国の立場で申しますと、ASEAN諸国がこの一次産品系統にかなり依存しておるわけでございます。御承知のような天然ゴムとかさつとか、そういうものは圧倒的にASEANが大きい。ASEANが特に強くそういうものを求めておった。ヨーロッパの場合にはSTABEX、ロメ協定とか、いろいろ類似のものがある。ところが、日本の関係国にはそういうものはないという議論がございまして、マニラで行われましたUNCTADの際にも、大平総理がかなり前向きな姿勢をお示しになった。これはひと

えに、そのものの意味合いと、それから特に日本と日本周辺の途上国との関係ということをお考えになったのだらうと思うわけでございますが、そういうことで、理論的にはかなりユニークな、従来の国際金融機関でございますと、加盟国の国別に考えていくというのを、今度は品物に着眼してやっていくという、非常に特殊な形態でございますが、ロジカルにはワークする。

で、現実どうなるかということでございますけれども、当面、四商品協定が大体近々にこれと結びつく可能性がある。四つの中では、とりあえずは天然ゴムなりすなりは有望だろうと思ひます。そういうものをやってみるということだろうと思ひます。相当の歳月をかけて関係者が議論してまいりまして、こういう、きわめて現実的な案でまともな案と思ひわけでございます。したがって、私も大蔵省としては大きな期待を持って臨んでおるわけでございます。

○渡部(一)委員 この拠出分担の基準につきまして、アメリカはいままでのGNP比率と国連分担比率のほかに、今回新たに一次産品の貿易比率を加えて検討せよということ強く主張することによりまして、自国も一次産品の巨大な生産国でありますから、アメリカ側は貿易比率を勘案せよという言い方で米国の分担額というのを大幅に削減したという状況になっております。

また、ただいま申されましたように、日本としては、第二の窓に対する任意拠出として、交渉参加国の中では最大の二千七百万ドルを拠出するようすでに申し出られております。こうすると、アメリカは引つ込む、日本は前へ出るという形で非常に大きな日本側の意欲というものが見てとられるわけであります。

現在時点で、おっしゃいましたように、商品協定群はIPC、一次産品総合計画十八品目のうち、天然ゴムとすずとコアラ程度、コアラもまだ交渉中ということでございますから、非常に局限された商品協定と運動するわけでございますけれども、これは第二勘定の業務、第二の窓の方が

基金の活動の主たる業務にいまのところなるだろうと思ひます。したがって、ある意味で言いますと、ソビエトを初め東欧諸国の基金協定の加盟というものは、いまのところ非常に経済的に行き詰まっている国家群が多いところから見ても、ポーランドのあの紛争を見ておりましたも、とてもお金は出せないだらうと思ひますし、アメリカはアメリカで、いまのような貿易勘定を勘定するなどという言い方で後ろへ下がらる。また当該国におきましては、実際的な商品協定がわずか三つか手がつかないというような状況であることを考えれば、第二の窓だけがぼかすであく、そこへお金を持った日本大蔵省が元氣よく登場していくと非常に奇異な感じがするわけですね。私は経済援助をするなど言っているわけではありませぬけれども、こういう形で日本側が前へ大幅に出ていく、他の地域は大幅におくられてしまふということがありありと見てとられる状況におきましては、下手をすれば基金の直接拠出資本の四分の一以上が不足する、したがって基金の発足ができなくなる、そういうことも可能になる。また、発足したとしても日本ばかりががんばるという形になるかと思うのです。私はそれがいいかと言っているのじゃなくて、そういう選択をするということ

は日本として、東南アジアの国々を初め発展途上の国はみんなまとめてめんどろを見るのだ、それがわが国の貿易政策あるいは金融市場政策として大事なことだという判断をなさったのかどうか、このところがまさに日本のこれからの行動を決定する上で一番重大な問題になるわけでありまして、一交渉当事者が判断をすべき問題ではなからうと思ひます。現実の問題としては、これほど意欲的に取り組まれておまして、まるで公明党の政策集が何か見ているような感じもするわけでありまして、野党が言っている段階ならまだそれなりの理想主義で貫かれていたとしてよいのでありますけれども、少なくとも政権を担当されている政党、政府がこれをリードされる以上は十分の御検討もあつた上おやりになっているだろう

と私は謙虚に申し上げておるわけですが、これは本当に大丈夫なんでしょうか。

○加藤(隆)政府委員 御懸念の点は、まさに五、六年もかけて議論してきたことからわかるわけでございます。私もこれの一番最初に担当をしておったことがございまして、御指摘のようなことをいろいろ問題提起をしたことがございます。

率直に申して、後進国の言っておりましたような大規模なやり方でやつた場合に一体うまくワークするかどうかということが懸念されたわけでございます。現在で言えば上がつたかつかうは、御指摘のように商品協定の方から現金を持ってくる、そしてこつちから出した金と合わせてやっていく、要するに自己責任の方も追求しておる、そういうような仕掛けができておるわけでございます。よつて、かなり長い間議論した過程で、問題点を整理した上でこういうような現実的な案ができていくので、私も大蔵省としては設立目的のとおりワークするといふ大きな期待を持っております。

それから二番目に、もしワークしなかつた場合に第二の窓だけがひとり立ちしちゃうのじゃないかという御指摘でございますが、これは全然皆無だと申せないと思ひます。ただこの場合も、後進国側の本来のねらいは一次産品の輸出所得の安定ということにあつたわけでございます。現にこれとよく似たようなものでIMFにコンペンセトリ・ファイナンスング・ファシリティーというものがございまして、これが比較的うまくワークしておるわけでございます。そういうことからいって、第二の窓だけがひとり立ちしちゃう第一の方が動かないというようなことはないのじゃないだらうかと思ひます。

それから三番目に、日本が何かえらく突っ走つていてというような御懸念をお持ちでございますが、数字的に見て事実日本の金はかなりウェイトが高いわけでございますけれども、日本だけが突出するということは考えられないわけでございます。というのは、金を何でも出せばいいというわけじゃないので、それぞれ、各国集まつてこうい

う基準で金を出し合つてこういう責任でやつていこうというやり方をやるわけでございますから、国際金融機関の場合ほとんどそうでございますけれども、ある一国だけがうんと出すということについては逆の意味で、発言権が強くなるということの反発も出るわけでございます。そういうようなこともございましてから御懸念のような点は万々ないというふうに考えますけれども、長い間議論した過程でいろいろの問題点はあつたわけでございますので、法案成立後、執行の過程では関係省と語らしまして重々注意をしまひたいと思ひます。

○渡部(一)委員 外務省では商品協定を扱う人は余り出世せぬという言葉があるくらいこれはほんどうな協定で、話がまとまらなくて、しかも報酬が少ない、大蔵省の御担当の方も大変な御苦勞をなさつた御様子がありありと見えて私は敬意を表しておるわけであります。一国対一国の取引ならまだ問題は簡単ですが、この場合に先方の意見というものが非常にバラエティーに富んでいる上、しかも執行に当たつてうまくいったという実証がない。明らかに腦みその中ではうまくいくように検討されているけれども、統廃するであらうと思はれる難点に対してガードはきわめてない、これがこうした協定の特色だろうと私は思ひます。その意味で、大幅な出資をする意図を持つてゐる日本としては、出資をするに当たつてもっといろいろな研究とルールをつくり直し、かつこれを自分かなりの責任を持つてリードする立場にならなければむずかしい点があるのではないかと私は思ひます。わが国ではとかく、機構をつくり出すと後の機構は自動的にうまくいく、適当に許可権あるいは自己責任というものを拡大解釈し、あるときは柔軟な処理をしつやつとていくという行政的慣行がありますが、この場合は外国でありまして、そういうルールは全く通用しない。この場合、見れば見るほど心配な点が多いわけであります。

したがって、単に御担当の方々に責任を負わせ

るだけではなく、本省としてまた政府としてこれらの問題について責任を持たれ、実務を担当される方々から上がつてくるたくさんのワーキング上のいろいろな問題点に対して、それを抱えて処理をしていく担当部署をきちんと定めておくこと、責任者を決めておくこと、そして、それに対してかなり潤達自由で判断できる権限のある役所をつくつておくこと、そうしたことが緊急かつ必要であると私は思ひますが、その点、大臣、いかがでございますか。

○加藤(隆)政府委員 これはもう御承知のとおり、第一の窓の方は大蔵省の国際金融局が責任を持つております、予算も大蔵省の方に計上していただいております、それから第二の窓の方は、従来の商品協定の系統の色彩が強いので外務省の方で責任を持つていただくというように、政府間で分け合いをやつておりますが、同時に、関係省庁との間の集まりを設けまして御指摘のような点についてそこのないようになつてほしいというふうに考えております。

○渡部(一)委員 それでは大蔵大臣と外務大臣が責任を持つてくださるということですからひとつがなんばつていただくとして、今度はアフリカ開発銀行の方と絡んで申し上げますが、ここに持つてゐるのは新聞の記事でございます。「アフリカ飢える二千万人 地域紛争で急増の難民 大か

けですね。こんなことを言つたつて効き目があるのかと。現実には死んでいく人がある。内戦、紛争に対して手をほとんど出さない日本が、ともかく銀行だけつくつてあげようなんて言つたつて、牛乳びん一本の水を二本にしるという人に対してはもう意味がない。そうすると何か問題点がしほり切れていないという感じが、国際的な打ち合わせだから、これをやつたんです、ほかの国から言われただからやつたんですという言い方でこれが出てきてゐるのはわかつていますけれども、その点どうなんだという感じがひどくするわけであります。

特にレーガン政権にアメリカがかわられましたから、西側陣営の一員としての協力という言い方で、選別的援助という言い方で援助からアメリカは大々的に後退中である。そして一方では日本の防衛力の増強を声高に言つておる。そして日本については、援助するといふだけで防衛分担保を下げるわけにはいきませんよという念押しが行われておる。そこでわが国はどうしてゐるかというところ、非常に人のいいことで、防衛分担保もふやしますよと一方では言つておる。そして一方ではタイとかパキスタンとかトルコとか、紛争周辺地域にも援助の手を差し伸べて、オーマンだとジャマイカだと、そういうところにも援助を広げてゐるわけですね。

このやり方を見ると、お金持ちの成り上がり者が神社の寄付だとか道路工事の寄付だとか町内会のおつき合ひとか、老人クラブへの援助金だとか言われるたびに唯々諾々とウイウイと言ひながら金を出してゐる、そういう成り上りのぼんぼんさんみたいな感じがするのです。こういうやり方でいいのか。

アメリカの方は選別的援助、選別的援助なんという言葉で国際機関やマルチ援助、つまり多国籍に対する援助はやめた、一対一だ、おじぎを一回したら一回出すという調子の方向へ援助方針を大々的に変えていく。わが国にとつて大事なことは、このアメリカの方針を交差するといふこと、

をしないでおいて、回つてきたツケだけを払うというやり方では、われわれの援助は多少ふやしたつて、こうした後進国には何にも意味がない。しかも、この援助するシステムというのはアメリカ好み、銀行をつくるのか、何とか基金だ、そして現場の人にはお米の一握りも届かない、水の一杯も届かない。これはちよつと何か基本的な駆け引き、かけ合ひというものがある、交渉というものが間違つてゐるのではないかと、私はそう思うのです。どうでしょうか、この辺は、きわめて政治的な問題なんです。

○渡辺(国務大臣) おっしゃることはよくわかるのです。〔委員長退席、大原(一)委員長代理着席〕したがうして、私は、いろいろなものを担ぎ込んでこられたもうのみにしてはできませんよ、それは片一方は増税をして、これから歳出カットをいふばいやらなければならぬわけでありまして。しかしその反面ではいま渡部委員の言うような、そのものずばりと言へばそのものずばりかも知れぬが、ややもするとそうなる危険性もなきにしもあらず、したがつてそういうふうにならないようにきちんとして歯どめをつけていかなければならぬ、そう思つておるわけです。

アメリカに対しては、やはり政権がかわつたからといって手のひらを返すようなことは困りますよ、国際的ないろいろな約束もあるようなことについては、義務は、アメリカという国は続いているんだから、だからそれは履行してくださいよということを重ねて言つてゐるわけです。

それから、いろいろな機関をやたらにつくつて、世銀をつくれれば第二世銀をつくつて、またその下に何かつくと、それと同じようなことがアフリカでもまた基金があつて銀行があつて、その下にまた何かつくと、そういうことで、何かそこに勤めてゐる人が職場探しというか、天下り、特殊法人か、見方によつてはそういうふうなうらみなしとせずだ。したがつて私はこれらも、援助官僚というものができてしまつと、その中で

結局今度は次の分野に仕事また仕事というようになことにそれがちな面もなきにしもあらずじゃないか。だからこれからは安易にだんだん機構ばかりふくらましていってしまつと、金を出さない人はいいいですが、金を出す方は困るわけだから、これは全部慎重に対処していくようにしたいと思っております。

御指摘のことは私もわからないわけではないのです。ただ、大蔵大臣としては余りはつきり物は言えないというだけのことでございます。

○渡部(一)委員 いや、これは大臣も本心に率直に言われるし、ぼくも相当率直に言っているわけです。これはお互い困ったことだと思ひます。困ったじゃ済まないのですが、当委員会の短い質疑の間でも処理できる問題ではなからうと思ひます。

日本の国として後進国に対する援助という形をもうちょっと広げて、われわれが最近困つておるのは、日本のGNPの一年の増加率がASEAN諸国の増加率なんかよりもはるかに大きいでしょう、はるかにしのいでいる。もうちょっとたちますと例の七十七カ国グループ全部のGNPの増加率にも対抗できるほどの大きさになってくる。こんな巨大な、南北格差といひますけれども、日本一国と他の開発援助国との格差というものが急速に出てきているのは国際的な貧富の格差のめっちゃめちゃな大きな拡大であり、それは世界的な経済秩序の崩壊であると思ひます。これはアメリカとソ連というだけでなくて、日本という国が貿易立国でやっていく構造というものを基本的に覆すことになってしまふ。ではお金を少しばらまいたら南の人が物を買ってくれるか。これは手数料だ、手間賃である、あるいは入場料だと思つて払うならそれはそれでございまいけれども、入場料や手数料や手間賃、そうしたもので済まないだけの巨大な南北格差というものが生じておる。そうすると、わが国の経済の成り立ち方もその辺で再構築しなければならぬじゃないか。私は、開発銀行とか世銀とかこういう銀行システムとか一

次産品に関する緩衝在庫だとかというシステムはそのために役に立つならありがたいことだと思つておる。だけれども、いま見る限りでは、役に立たないとは言わなければならない、役に立つなんというところはそこそよほどの神経がなければ言えりふではないと思ひます。非常に残念なことなんでしょうけれども、こうした問題について今後ともっと御研究をいたさなければならぬのではないかと、私は深刻に感じているところであります。

政府開発援助というものについて、日本はこの五年間にGNPに対する比率を他の先進諸国並みに上げると言っている。これはいままでは目標になり得た。ところがGNPの数字がある程度以上大きくなつて日本が強大になると比率を同じにする、横並びにするというだけでは意味がなくなつてくる、こういう率では。国際経済の、特に日本の経済行政というものが国際的に進出した場合に、日本側の意図を表明する適切な交渉基準というものが無い、イメージがないということ、日本にとっては非常に問題になってきてしまつたわけですね。そうして一次産品のように、その勧進元であったアメリカが退いてしまつて、いつも二番手か三番手で後ろへ並んでいたわれわれが幹事役をばつと押しつけられてくる。

では、それを引き受けていいのかどうか。ことは引き受けていいのかもしれないが、来年からいいのと言われたときには、われわれはこういう先導車にならなくていく行き方、アメリカの後ろについていければいいというような経済外交のやり方ではとうてい対抗できない。私は、これは基本的に全部考え直さなければならぬだろうと問題を提起しておきたいと思ひます。御研究をぜひお願いしたい。

私は、きょうは小さなことを論ずるつもりは全くありません。しかもこの問題については私も適切な案を表示することができません。問題ばかり非常に大きいと思つておる。そして、こうした問題について当委員会だけでなく日本の政治、経

済、貿易、外交、全部がひっ絡んでおるといふことも御存じの上でございまいしょうけれども、あえて指摘しておきたいと思ひまして、今後の御検討をお願いしたいと思ひます。この辺について渡辺大臣の御見識を承りまして私の質問といたしま

○渡辺国務大臣 大変貴重な御意見だと私は思つております。最近におけるいろんな国際間の大蔵大臣の集まり等もございしますが、アメリカについていくというのでなくして、日本は日本としていろいろな意見を言える立場にございまして、また言わなければならぬ立場にもあるわけでありまして、そのような御意見を踏まえて、これらの国際機関に対する出資等が本心に所期の目的どおり使われるように、そうしてまいりたい、そう思つております。今後いろいろ派生的な問題等については一層慎重に取り組んでまいりたいと存じます。

○渡部(一)委員 この問題については経済協力関係の担当部局もやられておりますし、外務省の経済局がやっておられるのもわかつておるし、もちろん本省においていろいろ御苦心されておられるのもわかつております。そういう打ち合わせが、もっと濃密な打ち合わせと、戦略上の打ち合わせが必要かと思ひます。その基本戦略が組み上がらないで、担当官がいきなりこういうところで交渉させられるというのは、担当官が気の毒で、声の出しようがあるまいと思ひます。だから、言われた条約にサインするためにがんばつてこいよ、このところを国益を損するなという程度でいくのではとても交渉できない。こっち側の中で打ち合わせしなければならぬ。向こうと交渉する前に、こちら側にアイデアがないというときぐらいい交渉ができないことはない。いつてみれば総合安全保障会議の議題にもなるべきような大問題だと思ひますけれども、こうした問題について重ねて、今後の御検討と、これに対する御検討の成果が数カ月以内に開陳されることを望みまして、私の質問といたします。

○大原(一)委員長代理 玉置一弥君。

○玉置委員 今回一次産品、そしてアフリカ開発銀行ですか、いままでの動きの一連ということもございまいけれども、特に貿易摩擦上のこれから対応という面から考えましても、特に一昨年来南北問題というようなことが取り上げられまして、世界経済の南北の大変大きなひずみ、そして相互理解がなかなか進行していかぬ。特に輸出産油国といひますか、そういう国々と非産油国との格差が広がつてきている。いろいろな問題点が浮き彫りにされてきて、それぞれの対応の中で方向としては非常にいい方向に來ている、そういうように感じております。しかしヨーロッパのそれぞれのニュースを聞いてみますと、日本がヨーロッパに直接いろんな製品を売り込むことも大変脅威であるけれども、第三勢力、そういう国々に対して大変力を伸ばしてきている。このことが、日本のことだけを考へてやっているのでないかというような大変強い批判があります。こういうことを考えますと、今回の基金を通じての融資ということになれば、世界経済の中の規模に應じた日本の社会的責任のような、そういう一端を担うということにもなるわけございまして、そういう面では大いに評価ができるわけですね。しかし、いままでのいろんな経済協力を見てみますと、日本の国内で各所轄官庁といひますか、交渉が日本の国、相手にとっては日本の国でございまいけれども、日本の国内から見るとそれらの所管が各省にまたがっているという話があります。こういう場合に、果たして日本の外交政策として、相手国が一本の軌道に乗つた政策をとっているというふううに受けとめられるかどうかといううな心配が出てくるわけございまい。

たとえば大蔵省の所管としましては海外経済協力基金あるいは食糧増産等援助費ですか、国際通貨基金あるいは国際金融公庫、アジア開発銀行、世銀、そのほかいろいろありますけれども、外務省管轄としても国際協力事業団、経済開発等援助費、国際分担金ですか、そういういろいろなものがある。

つてまいります。たとえば円借款を決める場合には外務省が在外公館といういろいろ連絡をとって、その結果大蔵省それから経済企画庁さらには通産省省といういろいろ協議をいたしまして政策決定をいたし、それからまた決定後さらに在外公館を通じて、先方政府と交渉するという過程をとります。それからまた無償資金協力に関しても、一応外務省、大蔵省等々、さらには農林水産省などとも協議しながら実施をしてございます。

ところが、民間と政府開発援助が絡むようなたとえば混合借款、こういうような問題になりますと、これは地域局が主管しまして、われわれ経済協力局も協議をいたしております。

具体的な経済協力案件が起きる場合には、まず先方政府、ある特定の開発途上国からわが方の大使館に対して、または国際会議場等において正式の要請が入ってまいります。それをわれわれが受け継ぎまして、関係省庁と協議をして政策決定をするわけですが、決定をした後この実施の問題でいろいろ問題がございますので、たとえば円借款でございますと、海外経済協力基金がこの担当に当たってその実施をやっておりますが、われわれ

しょうがないので、本当は各省またがっている問題でございますから、そういう中で話をしていたかかないといけないと思います。

今回、共通基金あるいは開銀ということで出資

をすることになるわけでございまして、世銀あるいはそのほかいろいろな海外のとうか、要するに、国際的な金融機関、国際的な機関というもののへの出資がなされておりますけれども、一方では、日本と二国間でのいろいろな援助、一般の援助がありますし、無償というのもございますし、あるいは昔は賠償というのもありました。

〔大原（一）委員長代理退席、委員長着席〕

そういうのを比較していきますと、本来であれ

援助をどういう形でそれぞれのメリット、デメリットを組み合わせながら進めていくのかというのが一つの問題でございます。

先生がただいま御指摘されましたように、二国

間援助につきましては、やはり機動的に援助を供与し得るというメリットもございますし、それから、外交的に非常に使えるというメリットもございます。

他方二国間援助の場合には、わが国の場合はできるだけそういうことを避けておりますけれども、若干ほかの国の場合には内政干渉的な色彩を帯びるということもございます。

他方国際機関を通ずる援助の場合には、ちよう

○玉置委員　その基金の中に人を送り込まなければできないということですね。いわゆる外交ルートなりあるいはそういう正式な何か手続、手順が

ありまして提訴をするとか、そういうことはできないのですか。

○内田説明員 私のお説明が不十分だった点はおわびいたしますが、たとえば、各商品機関の親機関でございますが、共通基金に申し上げますれば、年一回開かれることが予想されております。総務会あるいは臨時開かれます理事会の場におきまして、わが国の利益が反映されるべく対処するということが常に可能なわけでございます。事務局と申しましたのは、こういった国際機関にはつきものの適当な規模の事務局が設けられることが予想されておるわけでございますけれども、こういったところに適宜関与していくということも一つの有効な手段であるかと思っております。

○玉置委員 理事会等で十分な意見が出されるわけですね。そういうふうな受けとめておきますけれども、日本の場合、蚕糸事業団がいろいろため込んでなかなか放出しないというのがあります。日本と違うから大丈夫かなという気がしますが、けれども、そういう心配が一つあります。

大臣お帰りになりましたので、現在いろいろな開発途上国への援助あるいは貸し付けという形で累積債務が大変増加をしているという話を聞いておりますし、一人当たりの国民所得が二百六十五ドル以下の国は貧困国である、むしろいまの発展途上国よりずっと高い、そういう中進の国々の借り入れ債務が非常に多い。もし、経済の活動が世界的な傾向で非常に低調になっておりましたけれども、これがある程度行きつきますと、貸付金の焦げつきができるのではないかと、そうなりますと、国際金融恐慌というようにことが起こるのではないかと、そんな気がするわけでございます。

現在、年々低成長が安定してきた、こういう時勢でございます。それにこの金融恐慌、起こる、起こらないという見通しは非常にむずかしいのをごさいますけれども、大臣自身いろいろなお話をお聞きになっておられますし、大臣自身がいろいろな考えで見ておられる、その辺でいまの累積債務が発展途上国にたまってきている、こういうこ

とが将来どうなる、もし最悪の場合は破綻を来すということになるわけでございますけれども、そういう場合日本として十分対処できるかというところまで含めてちょっと考え方を聞きしたいと思っております。

○渡辺国務大臣 御指摘のような実態がないわけではございません。しかし、そういうように一國でもそれがパンクしてしまつて国際経済にでかい影響を及ぼすということは困ることでございますから、やはりみんなの手を組んで、そうしてそういうように破綻をさせないように最善の努力はしていく、それと同時に、そういうような債務をたくさん持った国に対しては極力勧告も助言もして、それは言うことも聞いてもらふことにはみんな困るわけですから、やはり政治、経済その他にわたっての立て直しというものがきちとやっていたら、だくということも強く要請をしていく、そのかわり援助もするということでも一人前に立っていただくということでなければせつかくの援助も何もならない。要するに、援助する国の国民の負担にだけなつて援助される国の方でむだ遣いになっては困るわけですから、だから、そういうことにならないように両面からそれはチェックをしていきたい、そう思っております。

○玉置委員 もう時間が過ぎておりますのでやめますけれども、ひとつお願いなんですけれども、いま特に中近東あるいはアフリカ、非常に政局の不安なところで新しいプロジェクトを日本の民間会社がやっておりますけれども、本来であれば資源を確保するという重大な使命のためにある程度入り込まなきゃいけない、そういう政策的な面もあると思うのです。今回サウジアラビアのプロジェクトに対しては国の出資をするというふうな決定をなされたという話でございますし、イランの石化についてもある程度持つというふうな話もございまして、民間だけに任せないで、政府としてやはり積極的に強いつなかりをつけていくということが必要だと思ひますし、また相手国が、日本がいわゆる経済大国であり、非常に技

術力も高く勤勉である、本当にものすごい評価をしておりますので、そういう面から、今後のそういう対外的ないろいろな協力関係については民間より積極的に政府が取り組んでいただきますようお願いをいたしまして、時間が過ぎておりますので私の質問を終わらせていただきます。

○綿貫委員長 平林剛君。

○平林委員 私は臨時通貨法の一部を改正する法律案につきまして若干の質問をしたいと思ひます。

今回政府が補助貨幣として新たに五百円硬貨を加えるこの臨時通貨法の改正案を国会に提出されたのでございまして、五百円硬貨を発行するという政府の発表は昨年の十一月、渡辺大蔵大臣が大阪の造幣局へ参りまして貨幣大試験を行った際に記者会見によつて行われたようでございます。

当時私も翌日の新聞を見まして何か抜き打ち的な発表の仕方だなという印象は受けたわけでありました。この法律案の提案理由によりますと、最近における国民の経済取引の実情を見ますと、より高額の貨幣が必要であると考へられるというところ、国民生活の利便に資するためとございまして、堂々たる理由から見まして何か抜き打ち的に発表したような印象を受けるのは奇異に感じたのですけれども、こういうような発表の仕方をいたしました理由は何かございましてか。

○渡辺国務大臣 特別に何もなくてこのとおりでございます。昭和三十年に百円貨幣が発行されてから、それ以来通常の高額貨幣の発行というのはありませんでした。この間消費者物価は四・七倍、卸売物価は二・二倍になってまいりました。

このような経済動向を反映いたしまして百円貨幣の全貨幣に占める割合は現在では六〇％を超えるに至つてます。このようなことで自動販売機の普及が目覚ましく、設置台数は四百五十八万台、その販売額は二兆七千四百九十億円、こういうふうになっております。

て、現実の問題としては百円で何枚も何枚も入れるということになっておりますし、五百円の品物というのめたくさんあつて、もうなかなか百円玉だけではやっていけないということなので、この五百円硬貨を発行しようじゃないか。五十五年末に行われた民間調査機関の調査によると、五百円貨幣の発行に対して肯定的な人は約三五％だった。否定的な人は二〇％だった。その他の人はどちらでもないというふうなことでありまして。そういうことも見まして、そういう時期ではないかというところで発行することにいたしました。発行することとを決定して、その年が来るので、もうそれを使うようにしようということで今回法律案を出したということでございまして。

○平林委員 そうすると、五百円硬貨を発行しようという決断といひますか決定をいたしましたのはいまお話しのような経緯を経て大蔵大臣として判断した、こういうふうな理解してよろしゅうございまして。いま挙げた理由は民間の調査ということとを挙げられましたが、一方、新聞記者会見のときには、いまお話しにもありましたように自動販売機の普及が急速に進んで民間からも高額硬貨を發行してほしいというニーズが高まつていてという説明をされたのであります。実は私もこうした問題については深い関心を持つておつたのです。が、ぜひそうしてほしいとかこういう五百円硬貨を發行してほしいとかこういう陳情とか国民の声というのはいま余り接したことがないのであります。

それにもかかわらず大蔵大臣のところにはそういうような話が来て最終的な判断をしたのか、全くそういうことは関係なしに大臣が判断をされたのか、こういう点を明らかにしてもらいたいというところであります。

○渡辺国務大臣 これは当時私が大蔵大臣になつて間もなくのことでございます。一応いろいろなことを事務局としては内々調べておつた。したがつてそれらのいきさつ等については理財局長

こんな話を私になぜ出すかというと、大蔵大臣も御承知のように、丸い硬貨の方はいま一円玉、五円玉、十円玉、五十円、百円、今回で五百円が加わりますと六つの種類になるわけであります。これに對して、現在流通しておる紙幣は五百円札、百円札は昭和四十何年ですか、製造停止になりましたから流通しておりませんから、一番小さい紙幣というのは五百円札、千円札、五千円札、一万円札、つまり四種類であります。現在もうみんな麻痺しましたが、かつて五千円札とか一万円札というのはいわゆる高額紙幣と呼ばれたことがありまして、この高額紙幣を發行するときに政府が挙げた理由は、硬貨と紙幣との対比を五対五にしたというわけです。それであのときに流通しておりましたのは、まだ五千円とか一万円札がないときでありましたから、百円と五百円と千円と、硬貨は五種類あるけれどもしかしお札の方は三種類しかないから、五千円札、一万円札で發行して、通貨体系といえますが、そういうものを整えるのだという理由が実はあつたわけであります。

そこでまず第一番に、現在發行しておる通貨の構成が、片や硬貨においては六種類、紙幣においてはいまのところ四種類、こういうことになっておりますので、六対四だから将来高額紙幣を發行したらどうかというような議論になつては問題が残りはしないか。いわんや、通貨に占める構成比が六三%になったのだから五百円硬貨を發行する

というようなことを理由にいたしますと、しかも一万円札はもう八三%を超えているのだから、五万円札、十万円札ということがあっていいじゃないかという理由づけにならないとは限らない。私はそういうことを考えますと、そこに私の実心配があるわけです。

つまり、そういうことになりますと、やがて五万円札、十万円札の発行の理由づけになり、それを発行することが通貨系列を整えるものだというように発展をいたしますと、それが私は、やがてインフレ心理というように向かってくる、こういうことを考えますので、構成比の問題を理由にすることが適当かどうかという実は問題意識を持っておるわけでございます。

そこでこの際、大蔵大臣にひとつはっきりしておいていただきたいのは、こういうさらに超高額紙幣が発行されるようなことはお考えになっておられない、そういうことはいい、そういうことは結局将来の経済におけるインフレ心理にも影響を与えない、慎重の上にも慎重を期さなければならぬ、こういうような安心感をひとつ私に与えてもらいたい。国民の中に潜在的にありますが不安に對しても対応してほしいということをお願いしたいのでありますが、大蔵大臣の御見解を承りたいと思います。

○渡辺国務大臣 非常に重要な問題でございます。高額紙幣を発行するかどうかは、基本的には国民の現金種類に対する需要の動向及び高額紙幣発行についての心理的影響も含めた総合的な見地からこれは慎重に検討しなければなりません。

日銀券発行残高に占める一万円券の金額構成比は、ただいまお話があったように、最近八三%程度で比較的低い推移をしております。過去において高額紙幣を発行した際の比率を相当下回っております。このような観点から考えた場合、現在高額紙幣がないために取引上支障があるという状況にはありませんので、目下考えておりません。

○平林委員 いまのお話で大体私も胸に落ちました。

たが、かつて議論したときは、紙幣の発行においても八〇%を超えるような構成比になったときは次のステップを踏まなければならないというような議論が実はあったのであります。それで私は念のため大臣の見解を承りたかったのであります。

お話のとおり、一万円券はすでに昭和四十六年当時から構成比は七〇%を超えて、今日まで十年間に八〇%前後をそれぞれ上り下りしたりしておるわけでございます。そういうことから見て構成比が八〇%を超えたから次の高額紙幣を発行しなければならないという理由にはならぬと私は思います。ただいま大蔵大臣のお話では現在考えておられないということでございますので、どうかその考えを貫いてもらいたいということを希望しておきたいと思っております。

次にお尋ねいたしますが、五百円硬貨は昭和五十六年度はどの程度発行するのかわかるかと、それから日本銀行券の製造高を見ますと、五百円札の方は昭和五十六年度の計画では大体六億六千万枚製造すると書いてありますけれども、五百円札と五百円硬貨という関係はどういうぐあいにして流通させるつもりであるか、この点をお伺いしたいと思います。

○渡辺(喜)政府委員 五百円の硬貨につきましては、この法律案を御承認いただければ直ちに準備に着手いたします。政令で図柄等を決めまして製造準備にかりまして、今年度内に大体一億枚程度をつくるという計画をいたしております。それで五十七年度から流通に乗せるということになるかと思っております。

現在、お話がありましたように五百円札の方は流通高としては大体五億枚程度が流通いたしておりますわけでございます。結局、最終的に硬貨、紙幣の割合というものをどういうふうにしていくかということにつきましては、ある意味では国民の選択に任せるといっていいかと思っております。選んで任せていただきます。もし国民の選択が半々であれば大体二億五千万枚ぐらいずつの配分になろうかということではなからうかと思っております。

○平林委員 これも私希望を申し上げておきますが、結局五百円硬貨が国民にとって便利なのか、五百円札を国民は非常に欲しておるかというようなことは、流通の段階において国民の選択がどういふふうに変わっていくかという判断によって動かすことが大切だと思っております。

百円硬貨を発行するときも、百円札とのバランスをどう見るかということでもかなり議論いたしまして、政府の方も非常に慎重な態度をとって、百円札をなくすためには百円硬貨を発行してから十年以上たつてこれを廃止をしていくというふうな非常に慎重な態度をとりました。私は今回の場合においてもそういうような配慮をすることが必要だと思っております。

国民の選択の問題とおっしゃいましたが、そうしたことを慎重に見きわめることが必要だと思っておりますが、これについて重ねて考え方を示してほしいと思っております。

○渡辺(喜)政府委員 私ども頭から貨幣の方をどうとらえていくかというつもりは持っていないわけでございます。紙幣並びに貨幣の需要というのは日銀の窓口でおおむねわかるわけでございまして、そういう国民の側の需要に応じた生産、発行を続けていきたいと考えておる次第でございます。

○平林委員 五百円硬貨のデザイン等については、理財局の説明によりまして、この法律案の成立した後で、図柄とか形式等に関する政令をつくって造幣局における刻印の作成を行うとありますけれども、大臣、あなたが記者会見をされたときに――去年のことですけれども、ちょっと記憶が薄くなったかもしれませんが、大阪の造幣局で記者会見をやったときに、図柄は国民の親しみやすいものを考えたいと言っておるわけですね。国民に親しみやすい図柄というのはどういふものをお考えになつておられるのか、これをひとつお聞かせいただきたいのであります。

それから、そのときに発言をなさつた中で、デザインは国民の間から公募することを検討してみたいとも言われましたね。これは非常にいい話なんです。

んでありますが、さっきの話の聞くと、五十七年度からは流通させたいというわけで、期間的に見てどうかという感じがします。しかし、いやしくも一国の大蔵大臣がデザインは国民の間から公募することを検討してみたいと発言をされますと、国民の中には、それじゃ私のつくつたやつで今度は日本国の五百円硬貨にしたいといつて、いまごろは相当な案をつくつておる人がいるかもしれない。こういうことでございまして、一体その検討をしてきた結果どういふふうにするのか。がっかりさせるなら早いところがつかりさせた方がいいし、手続をとるなら手続をとる、やはりそのけじめをつけなければいかぬと思いますが、この二つについて大蔵大臣のお考えいかん。

○渡辺国務大臣 当時の記者会見のときに記者団から、一般国民から募集するのかわかるという質問がございまして、それについて、それは検討する、決まったわけではないが、そのことも一つの方法だ、法案も通らないうちから余り言つたら国会でしかられちゃうからねと実は言つたわけなんです。法案が通れば手続はしなければならぬということを申し上げたのですが、どういふふうにするか、法案も通らないうちから言つたらしかられちゃうからということなんでして、まあそれも一つの手法。しかし造幣局の中にもそういうことの大好きな人がいっぱいいますね。われもわれもというてんぐがいるわけですよ。ですから、どっちにするか、まだ実は決まっていらないのです。法案が通つてから検討いたします。

○平林委員 もう法案が通る通らないは時間的な問題なんです、やはり国民全般が注目しているこの委員会が発表する、裏の方でこそ、あれはまずかつたかなと頭をかくようなやり方ではない、検討してみた結果はこんなふうな考へていくということをや発表するのが本当じゃないですか。

それから、大臣、意地悪なようですけども、国民から親しまれやすい図柄というのは何ですか。

○渡辺(喜)政府委員 先ほど大臣が申し上げましたように、一つの考え方ということで記者会見のときに大臣がおっしゃったのだらうと思いますが、私ども事務的に、そろそろ法案も上げていただけない時期に來ましたので検討を開始しておりますわけでございます。いろいろ造幣局当局とも打ち合わせをしておるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、五十七年度早々に流通に乗せるということのために、それまでの準備の工程その他の時間をはかってまいりますと、デザインを決めるまでの期間というのはそうない状況にあるわけでございます。したがって、いまから公募や何かの手続その他を進めて一体間に合うかどうか、その辺をいま早急に詰めておりますが、かなりむずかしいのではないかと感じを持っております。しかし、いづれにいたしましても、国民のいろいろな意見というものを十分聞かなければいかぬということは当然でございます。仮に専門家なり識者等に委嘱をして図柄を決めるといふような場合におきましても、たとえ何か審議会みたないものでも招集いたしまして、そういうところを通じて国民の意思をそれに反映させたいというふうなことを現在考えておる段階でございます。

○平林委員 結局、実際問題としては、広く国民の間から公募することは困難じゃないか。そうすると、大蔵大臣の言われるように、造幣局の職員の中にも、技術も、そうした問題についても非常に堪能な人もおるし、それから印刷局の方にもないとは言えない。そういうような人の協力を得て、何種類か選んで、それを国民の代表するような形にして位置づけて、審議会のようなものを組織して、そこで検討していただくということにしないか、大蔵大臣がぬか喜びをされたということになるわけ、全国にはそういう人もおられるでしょうから、そういうことを考えますと、せめていまのような傾向にせざるを得ないだらうということではやはりはつきりさせておいた方がいいんじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○渡辺国務大臣 そう時間をかけないで、内部で検討します。

○平林委員 この機会に、ちょっと通貨に関する法律についてお尋ねをしておきたいと思ひます。今回は臨時通貨法の改正案とありますので、私ちょっと勉強したときに、臨時通貨法とあるから、臨時じゃない通貨法があるのかなと思つて見たのです。六法全書を開いてみたら、臨時でない通貨法なんというのはいないわけなんです。見当たつたのは、貨幣法というのがあるわけなんです。そこで、この貨幣法につきまして読んでみますという、明治三十年十月一日に施行されておりますが、この法律自体は、三十年三月二十九日、法律第十六号ということになっている。第二条に「単位」というのがございまして、「純金ノ量目七百五十ミリグラムヲ以テ価格ノ單位ト爲シ之ヲ円ト稱ス」と書いてあるのです。第三条には「貨幣の種類」として、「貨幣ノ種類ハ左ノ九種トス」金貨幣 二十円 十円 五円 銀貨幣 五十銭 二十銭 ニッケル貨幣 十銭 五銭 青銅貨幣 一銭 五厘」とあるわけでございます。それで、第五条の「貨幣の品位」に至りましては、金の貨幣は「純金九百分参和銅一百分」銀の貨幣は「純銀七百二十分参和銅二百八十分」等、品位の問題についてまで法律で定められておるわけでございますが、現在、実際にはこういうものにはお目にかからない。博物館あたりへ行つて見せていただいて、ああ昔はこんなものがあつたかなという程度のこと、現在の法律といたしましては、死文といひますか、そういうものがあるというだけにとどまつておるわけでございます。これは一体このままでいいのかどうか、法律を實情に合わせて改めて法をつくり上げる必要があるのか、そういう点については私は非常に疑問に思つてございします。これはどういうふうになさるつもりであるか、このままでいいのか、これを實情に合わせて改正するという考えがあるのか、この点をひとつこの際お尋ねいたしたいと思います。

○渡辺(喜)政府委員 いま挙げられました貨幣法、それから現在御提案をしております臨時通貨法についてもそうでございますが、死文化したといひますが、現在全く動きようのない規定があるというところは御指摘のとおりでございます。ただ、小額通貨整理法という別途の法律で手当てをいたしまして、しかるべく法令上の工夫をいたすことによりまして、国民の日常生活あるいは経済取引に支障を来さないような配慮をいたして運営をしておるわけでございます。

立法論といたしますれば、御指摘のように、貨幣制度全般について根本的な改正を行うということ、できるだけ統一、体系的な貨幣制度にこの際整えるということが望ましいことはそのとおりだと思つてございします。ただ、貨幣制度というものは国民生活の根幹にかかわるものでございします。経済の、ある意味では基本法というものでございします。ですから、改正する場合その影響はかなり大きいわけでございますが、できるだけ経済が安定をしていろいろな思惑を呼ばないような時期を選んではいただけない。また同時に国際通貨制度との調和という問題もあるわけでございます。現在国際通貨基金協定の方で、いづれ各国が統一的な平価制度の採用に向かつていく、こういう規定になっておるわけでございます。現在はまだその辺に到達していない状況にあるということもあるわけでございます。あれやこれや考えますと、貨幣法の全面的な再組織ということについてはなお慎重に考えていかなければいかぬかなというふうな考へておるわけでございます。

○平林委員 いまお話がございましたけれども、小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律というのは、あなたの言つたとおり、必ずしも貨幣法や臨時通貨法をそのままにしたいという理由にはなつていないと私は思ふのです。その間にも隔離がある。小額法の方は円単位のことを言つておるのでありまして、実情に合わないということ、いま一つの法律の例を挙げましたが、それでは埋め尽くせないものがあると私は思ふので

す。特に今度の臨時通貨法の場合でもそうなんです。けれども、素材や形式等について政令を出して決めたいと言つていますが、臨時通貨法の第四条を讀んでみますと、素材、形式等について、「臨時補助貨幣ノ素材、品位、量目及形式ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」と書いてあるのです。いまどき勅令というのはいないわけですね。政府から法案をされております臨時通貨法を見ますと、ただ二条と三条の新旧対照表が出されているだけで、実際の法律を見るとこういう状態なんです。これをはおかぶりしまして、どうも申しわけありません、済みませんと言つて国会を通過させるということはいかなものだらうかと私は思つたのです。勅令で定めるとなつていて政令でやるとか、法律に合つてないことを今度やるわけですね。それから、この法律そのものにはいろいろな欠陥があるのを知らぬまいないればごめんなさいと言つて通つちやうかもしれないけれども、こういう欠陥があるんだけれどもまことに申しわけないがひとつ臨時通貨法の二条と三条だけの修正で御勘弁いただきたいという御発言があつて、初めて国会はうん、そうかなということになるわけですね。こうした問題についてやはり国会に一言あつてしかるべしだと思ふのですが、大蔵大臣いかがでございますか。

○渡辺国務大臣 貨幣法、臨時通貨法には死文化した規定もあることは御指摘のとおりでございますが、小額通貨整理法によりしかるべく法令上の工夫がなされておまして、国民の日常生活または経済取引の上で特に支障は来しておりません。ただ、立法論から言へば、今後適当な機会に貨幣制度全般について根本的な改正を行ひまして、現実に即した統一した通貨法を整えることは望ましい、私はこう思つております。しかし、貨幣制度は国民生活の根幹にかかわるものでありますから、改正の内容によつては影響するところが非常に大きい。それだけに、その改正は経済が安定し種々の思惑を呼ばない時期に行われなければならないと思ひます。また同時に、

国際通貨制度とも調和のとれた法体系があることが必要だ。このように考えると、現状では貨幣法の全面改正についてはいまだ検討を続けていく必要があるというのが、大蔵省の統一見解でございます。

それから、勅令と政令の問題につきましては、これは私専門家じゃありませんが、何か読みかえる単独の法律が出ておると思っています。

○平林委員 大蔵大臣、自分で読んでどうも自分自身に釈然としないでしょう。適当な時期——この法律が現存しているわけですから、それに相矛盾した、それから実際でないという問題については速やかに処理する。いまお話があったように、国会というものの権威というものもありまじ、基本法であればあるほど実体のないような法律をいつまでも置いておくということは問題があると思ひますので、ひとつ御検討いただいて速やかな処理を要求をいたしておきたいと思ひます。

○渡辺(喜)政府委員 承知いたしました。

○平林委員 次に、五百円硬貨の素材と品位、量目につきまして、今度政令を出すということになると思うのですけれども、百円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令を見ますと、素材は銀の合金、品位は銀六十分、銅は三十分、亜鉛百分、量は四・八グラム、こうあるのです。百円の補助貨幣でも、素材、品位につきましてはこういう形で発行しておると思うのです。いまだにこの政令のとおり品位になっているのかどうか、これちょっと私もわからないのでありますけれども、五百円硬貨の場合には、この素材とか品位、量目は一体どうなるのでございましょうか。仮に百円の場合に銀の合金や銅、亜鉛ということになっておる。それ以上の価額の貨幣でございまして、品位等につきましても十分な配慮があるかなと思ひれるのでございまして、いかがでございましょうか。

○渡辺(喜)政府委員 現在百円貨幣は白銅でございします。(平林委員「どうして」と呼ぶ)いま平林

委員がおっしゃったのは、昔の百円貨幣の品位だろうと思ひます。理在流通しておりますものは、白銅貨でございします。

今回五百円貨幣につきましては、いずれその品位、大きさ、図柄等々、政令で決めるということになるわけですが、技術的に申ししますと、材質につきましては、できれば現在の百円貨幣と同じ材質が望ましいというのが技術的観点からの意見でございします。

○平林委員 ちょっと待ってください。百円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令は昭和三十二年七月十日に出されましてそれによりますと素材は銀合金となっており、品位も銀、銅、亜鉛、それぞれ先ほど申し上げた分になっているのです。それが白銅になったのはどういうわけですか。それはいつなりましたか。そのときは政令は出ているのですか。私政令のことを聞いたら、この政令の中にはそれがないんだ。

○渡辺(喜)政府委員 その後政令が改正になっておりまして、現在は素材白銅と……(白銅にしたのは何年だったか)と呼ぶ者あり)昭和四十一年政令第三百四十一号というものをもちまして、白銅というふうに変えてございします。

○平林委員 今後は、本職に対するところの資料を提供するときは間違いないように、古い政令を出してこないように注意をするように喚起を求めます。

それでは、そろそろ時間でございますので、自動販売機の問題について少しお尋ねいたしたいと思ひます。

自動販売機の普及状況はどういう状態にございしますか。また、現在ある自動販売機が五百円硬貨を併用しようとする場合には相当の改造費用を負担をするということになると思うのであります。私も関係者の人にもちょっと尋ねてみましたら、一つの自動販売機を直すためには三万円くらいお金がかかるんじゃないのかという話もございしました。こういうことにつきまして政府は何か特別の措置をとるのか。今回発意をいたしまして五

百円硬貨を発行するという場合に、こうした関係をする団体等に対しまして何らか特別の了解工作をとったからぬか、こうした業界との話し合いはしたのかしないのか、こういうようなことにつきましてお尋ねをいたしたいと思ひます。

○渡辺(喜)政府委員 まず自動販売機の普及状況でございしますが、昨年の五十五年十二月末現在で販売機数、設置台数といひますか、大体四百五十万台というふうに出ております。販売額が約二兆七千五百億円。したがって、国民二十一人に一台というふうなことで、かなり広く普及しておるといふふうに出てくるわけでございます。また、一人当たり、一年間自動販売機からの購入金額というのが二万三千五百円というふうな統計もあるわけでございます。なお、この数字は公衆電話を含んでおりません。公衆電話はこれ以外に約八十八万台ございします。

修理費ですが、この五百円硬貨を出しますと、それを使用するためには何らかの修理が必要であるということになるかと思ひます。いま先生御指摘のように、私も聞いていたところでは一台につき四万円くらい修理費が要るんじゃないかというふうに出てくるわけでございます。ただ、それは販売する商品等にもよるわけでございます。特に、たとえば乗車券でございしますと、雑誌類でございしますと、あるいは酒類でございしますと、これはどうしても修理をして五百円コインに对应するようなことを考えていくのだからと思ひますが、もう少し安い商品を主として販売するようなら、そういう販売機は、従来どおり百円玉を引き当てに考えておるといふことでございしますから、当面修理する必要はないということにもなるわけでございます。五百円貨幣導入によつて、全部が全部どうしても直さなければならぬというようなものでもないわけでございます。

それからまた図柄、大きさ等をできるだけ早く決めまして、それを周知することによりまして、来年の春の導入時までに、それに対応する時間的

余裕を十分与える必要があるということも考えておるわけでございます。その辺につきましても業界の意見を聞いてみましたところ、半年もあれば、それは十分対応は可能である、こういうことではあります。それに対する補償とか何とかという話につきまして、私もいま考えていないわけでございます。業界の方で業界の採算で対応を考えていくということになるかと思ひます。

○平林委員 私は、以上五百円硬貨の発行については、自動販売機の普及による国民の利便という理由もありまじうけれども、一般の国民といひますか、消費者のサイドからいひますと、インフレの象徴にならないか、それから便上値上げが心配だ、こういうような警戒の声が強いことも私は事実だろうと思ひます。かつて、私は五千円札と一万円札の高額紙幣を発行しようとしたときとに申し上げました。つまり国民経済の利便ということで高額紙幣を発行するという考え方をとるか、それとも当時千円札が一番大きい紙幣だったのですが、千円札を持って何でも買える、五千円や一万円はなくても、千円札があれば十分いろいろな品物が買えるというふうな国民生活にすることかという問題は、いわば通貨制度における政治の選択であるということを示し上げたことがございします。私は、そういうことを考えますと、先ほど大臣にも今後は五万円札とか十万円札というふうな、庶民の立場から見れば気の遠くなるようなそういう紙幣を発行するよりは、現在の国民経済の中において少なくとも流通している貨幣が中身のあるようなものになるような、そういう政治を行つてもらいたい。ですから、こうした五百円の硬貨の発行が、内在的に不安を抱えているインフレの懸念に裏打ちされるようなものにならないような政治的な配慮が必要でございしますし、また便乗値上げについては十分監視をするというふうな姿勢が必要だと思ひます。物価がこれ以上上がらないようにしていくというふうなことは、鈴木内閣においても重点課題だと思ひます。

れども、特に大蔵大臣、こうした問題について、新しい貨幣を発行するに際して、こうした国民の不安、それから国民生活ということを考慮して特段の配慮をしてもらいたいということを要望いたします。お答えがあればそれを承って、私の質問は終わりにいたします。

○渡辺国務大臣 慎重に配慮してまいります。

○平林委員 どうもありがとうございます。

○綿貫委員長 鳥居一雄君。

○鳥居委員 臨時通貨法の一部を改正する法律案について、何点か御質問申し上げたいと思います。

まず大臣に率直に伺いますが、インフレで金の価値が下がったから五百円玉を出されるのか、五百円玉を出すからインフレになってお金の価値が下がるのか。五百円玉発行の別の角度から伺いたいと思います。

○渡辺国務大臣 別にインフレだからというのではなくして、現在五百円札も流通をいたしております。これは続けて流通はいたします。ただ、先ほどお話があったように、自動販売機等で百円玉を何枚も入れなければならぬ。それから電話などでも遠距離電話などというのは、同じようなそういう状況にございますので、そういうようなことで国民の利便を考えた上で、その五百円札があるのですから、その方で通貨の方もそれをこしらえたということでございます。

○鳥居委員 この百円玉が新しく発行されることになりましたその当時と、いま五百円玉を発行しようという今日と、物価を比べてみますと、まず百円玉発行の当時、ビールで申しますと一本百二十五円でございました。つまり五百円と申しますと、この当時四本買えた。それがいま酒税の値上がりですから、一本半という形になっているわけですね。たばこ、ビールで言いますと、一箱四十円。ですから当時十二個半買えた。それが五百円玉発行のいまは一箱九十円、五つということになっているわけですね。こう見てまいりますと、たとえば国鉄運賃、当時新橋からずっと参りまして掛

川まで参ります、二百二十三キロ乗れる価値が五百円にございました。いまは新橋から大船まで。また理髪代は、百円玉の当時百五十円、今日では二百円、こうなっている。

こういうふうな確かに物価がどんどん上がってまいりましてお金の価値がなくなってきた。百円玉では間に合わなくてついには五百円玉の発行をせざるを得ないという背景がここにはっきりと私はあると思うのです。それでお金の価値が下がって最大の迷惑をこうむるのは国民生活でありますから、その点に全く触れずに通り過ぎるということとは一体どんなものか。この辺についてははっきりとけじめをつけてしかるべきではないかと思うのです。いろいろ言われております。今回の五百円玉発行に関しては、売るのは歓迎であるけれども、消費者側にとっては非常に警戒である、これも大きな一つの特徴的な五百円玉発行ということに關する反応だろうと思うのです。

一つこういう話もあります。かつて聖徳太子が登場したのは百円札でございました。これは最高高額の紙幣として登場した百円札に聖徳太子が登場する。しかし、お金の価値がだんだんなくなつてまいりまして、次に聖徳太子は千円札発行という段になって引越したをいたしまして千円札、そして千円札がまた次第に価値がなくなつてまいりまして五千円に移り、一万円に移った。何も引越して好きの聖徳太子ではございませんで、聖徳太子の住む住まいとしてはまことにみすばらしい。安住の地を求めて移り行く結果になった。今回の五百円玉発行というのがお金の価値が次第次第になくなつていった姿をまことに如実に物語っているだろうと私は思うのですが、この点お認めになりますでしょうか。

○渡辺(喜)政府委員 おっしゃいますように百円硬貨を出した昭和三十三年から現在までの消費者物価の状況を見ますと、平均いたしました四・七倍ということになっておるわけでございます。ちょうど五百円硬貨が来年度に出るといたしますとほぼ五倍ということで、何となく計算が合

うわけでございますが、ただその間の実質国民総生産というものの伸びを見ますと、これは六倍と云うことになっておるわけでございます。たとえアメリカとかドイツ、イギリス等を見ますと消費者物価の上がり方はちょよちょよでございますけれども、実質国民総生産の伸びは日本ほど伸びていないということでございます。それから、個人の所得というベースで考えますと必ずしも諸外国に比べて劣るものではない、むしろ非常によく伸びておるといふことが言えるのではないかと申すわけでございます。

聖徳太子が移っていくというお話がございましたが、聖徳太子というのは戦後わが国の通貨の象徴みたいな形になっております関係上、そういう国民の意識をあらわしましてそのときに流通しておる一番高額の金に聖徳太子を載せておる、こういう結果そうなったわけでございます。決してインフレを促進するとかそういうような趣旨ではないわけでございます。

○鳥居委員 それで同僚委員の指摘にもございましたが、貨幣法と臨時通貨法であります。指摘のとおり貨幣法は明治三十年、臨時通貨法は昭和十三年、率直に申しまして、現在貨幣法の三条に「貨幣の種類」こう明記されておりますけれども、この九種類の貨幣は現在全く使われていない、臨時通貨法で臨時措置として臨時かつ特例という意味を込めて発行された分が現在使われておる、常用されている貨幣になっておるわけですね。これが本位貨幣に対して補助貨幣、そういう意味ではこの貨幣法の中に歴然として補助貨幣が存在するわけです。臨時通貨法の中で通貨として認められているものがやはり補助貨幣であるわけですね。そうやってよくよく考えてみますと、現在使われている補助貨幣と言われる百円玉、五十円玉あるいは五円玉、一円玉、これは全部臨時であつて、正規の貨幣として認めているものが全く使われていない、つまり死文化してしまつていゝものである、これはまことに不合理的千万と言わざるを得ないと思うのです。どんなものでし

ようか。

○渡辺(喜)政府委員 貨幣法制定当時は金本位制度でございました。本位貨幣というのは金貨であるということでございます。それを補助するものとして銀貨以下ニッケルとか青銅貨というふうなものがあったわけでございます。ただ、昭和十二年に支那事変が始まりましたからインフレも非常に進んでおる、それから同時に補助貨幣に使う材質、非鉄金属等々が非常にアンバランスな値上がりをするというふうなことで、貨幣の表面価値と材質価格というものが非常にアンバランスになつてきたというふうな事情もございまして、臨時通貨法というものを定めまして、そういう貨幣法上の補助貨幣を離れた現在のよう形の補助貨幣というものがつくられたわけでございます。

○鳥居委員 つまりこの臨時通貨法なる昭和十三年六月一日施行のこの法律は、これはあくまでも臨時の立法措置であつたと思うのです。この法律ができたのが、ただいま申しましたが昭和十三年の六月、この昭和十三年六月と申すのは、この年の四月に國家總動員法が制定されている。そしてその戦時体制の中で臨時措置としてこの通貨法ができて新たにコインを発行しなければならぬという事態があつた。その後臨時通貨の製造発行については期限つきで支那事変が終わつてから一カ年、こういうふうな決められていた法律であつたわけですね。その支那事変終了後一カ年を限ることになつてはいたはずのものが、十七年の二月にこれを大東亜戦争終了後、こう法律改正をして、戦後になつてから「当分ノ内」といふながら五回、このまま臨時通貨法という形で補助貨幣の発行をしてきた。こう考えてみますと、確かに現在使われている貨幣のすべてが臨時の補助貨幣である、こういう法律的な位置づけはよくわかるわけですね。これは貨幣法と臨時通貨法の本来の、今日の管理通貨制度というもう揺るぎない体制の中でわれわれの使つておる貨幣がこういう法律に基づいておるということではこれではいいのだから、こう思うわけですね。一日も早くこの管理通貨制度は、

金本位制度にも一回戻すのだということであれば別ですが、そうでない以上この制度は改められてしかるべきだと思うのですが、大臣、いかがでしょう。

○渡辺(喜)政府委員 臨時通貨法の制定以後の経緯は、いま先生の御指摘のとおりでございます。当初は戦争中の臨時措置ということでこの法律が制定されたわけでございますが、その後累次の改正を経て終戦後に現在のような姿に改められたわけでございます。その改められたときは「当分ノ内」というふうに書きまして、「当分ノ内」というのは貨幣についての体系的な全面改正が行われるまでということでありまして、もちろん戦争が終わっておりますから、もう戦争ということとを離れてそういうふうな改められたわけでございます。そういう意味におきまして、今後いろいろな状況を勘案しまして貨幣制度についての総合的な改正がいつの日か行われるべきであると考えられるわけでございますが、そのときまで現在のような体制を維持していく、こういう趣旨で現在の法律は定められておるということではなからうかと思っております。

○鳥居委員 そういうわけですから全面的な見直しを早速にもやるべきだと思いますが、この点について大臣のお考えはいかがですか。

○渡辺(喜)政府大臣 先ほども申し上げたのですが、これは国の基本法なんです。しかし、国内だけの問題でなくて国際的な問題もやはりよく見ておきませんと、いや早まったというふうなこともなきにしもあらずでありますから、国内だけで見ればもう皆さんのおっしゃるとおりなんです。けれども、国外的に全然懸念がないとなかなか断定し切れない点もちらちらあるということなので、いずれにしてもこれは内部でよく相談をいたします。

○鳥居委員 一日も早く着手していただきたいと思っております。これは円の単位を別なものにしてしまおうとかそういうことではありませんが、先ほど指摘されたように根幹にかかわるもので影響も大きい、あるいは経済の安定が大事である、迷惑を生

むので時期を考えたい、こういう話であります。基本的にはそういう前提の上に立つてこの法体系を今日の改めるといふことはできることであると思っております。

そこで、ニッケル、銅の合金によって今回の素材は百円貨と同じであるということですが、そうしますと、現在の百円貨、それから新たに発行されるであろう五百円貨、これは素材価格、コスト、これを合わせて一枚当たりどういふふうな計算ができますか。幾らですか。

それからあわせて、補助貨インフレーションという言葉がございます。歴史的にも、たとえばヒットラーの出現の前にフォン・パーベン内閣のドイツにおきまして補助貨インフレーションが起ったということがございますが、補助貨インフレーションは必ずしもないとは言えないと思うのです。それは金本位制が廃止になりまして兌換紙幣が不換紙幣になった、そういうことの方がはるかにインフレの危機、危険性は大きいだろうと思うので、すけれども、この補助貨の場合にもないとは言えないだろうと思うのです。そこで今後どういふふうに対処されるのか、この点についてあわせて伺いたいと思っております。

○渡辺(喜)政府委員 貨幣のコストにつきましては、これはその貨幣に対する信認の維持というふうな観点もございまして対外的には明らかにしてないわけでございます。ただ素材について申し上げますと、百円のお金に使われます素材の材料費は四円五十銭ぐらいになっておるというのが現状でございます。

それから補助貨幣のインフレ問題という御指摘があるわけでございますが、今回は、五百円貨幣を出しましてそれは五百円紙幣に代替する、あるいは一部は百円貨幣に代替していくというふうなこととございまして、それがそのまま純増で上乗せになっていくという話ではございませんので、そういう点の懸念はないかと思っております。また、貨幣全体のウェイトは全通貨量の五割強、五、六

%という程度でございます。さらに日銀の適切な金融調整というものはもちろんあるわけでございますので、補助貨幣によるインフレという心配は私どもはしていないわけでございます。外国、特に西欧の場合には、補助貨幣を出してもそれに見合う準備資金というものを全然積まないでどんどん発行してしまう、こういうふうなことでございまして、その限りにおいてはかなりのインフレ要因ということになるかと思いますが、わが国の場合は同額の資金を準備として積むというふうな配慮もしておるわけでございます。

○鳥居委員 時間が参りましたので質問を終わります。

○綿貫委員 正森成二君。

○正森委員 それでは私は、アフリカ開発銀行、一次産品基金、それから五百円の通貨の問題の三つ一緒に、短時間でございまして、質問をさせていただきます。

非産油途上国における経済の困難は深刻の一途をたどっておりまして、それは一次産業交易条件の悪化というものにあらわれているようであります。経済関係の書物によりましてたとえば非食糧農産物を見ますと、一九六三年を一〇〇とした指数は一九七四年の一六から七五年は一八一、七六年九五、七七年九四、七八年九一と低下傾向を示しております。食糧を見ても、一九七四年には一時一四一に上がりましたが、その後七五年一一、七六年一一五、七七年一四〇、七八年一三〇と、一時的上昇はあっても長期的には低落の傾向をたどっていることになっております。そういう傾向から、発展途上国全体として国際経済上の地位を改善する方向が容易に見出せないで、いわば先進資本主義国の金融的従属のもとで呻吟しております。発展途上国の金融的従属額を見ると一九七七年末には約三千億ドルに達しており、七七年中の元利返済額はこれら諸国の輸出総額の二一%以上となって途上国人民に大きな重荷になっている、こう言われているようであります。

そこで、今回出ております一次産品の基金とい

うのが多くのところで時宜を得たものであると言われておりますのはもっともなところであると私も思っております。ただ、少しだけ申し上げたいことがありますので伺いますが、当初、共通基金を中核に据えた一次産品の総合計画がUNCTADの一次産品委員会に同会議事務局から提出されたのはたしか一九七五年の二月であったと思っておりますが、そのときには、新しい国際機関をつくって百五億ドルの大基金を使って主要一次産品の緩衝在庫の操作等々を行うということになっていたようにございまして、それが今回その十分の一以下というように非常に縮小されたのはどういふいきさつなのか、お答え願いたいと思っております。

○加藤(隆)政府委員 後進国側は非常に大きな規模のものを考えたわけでございます。それで御承知のように、商品協定がいま候補が大体十八あるわけでございまして、その中で実際にバッファーストックを積んで、資金的にもそういうことをやっている資金を見ますと、日本の関係のないオリブ油を入れますと四つぐらいというふうな現実があるわけでございまして、それで後進国側は、後進国側のそういう大規模な構想に対して、もう少し現実的に考える必要があるんじゃないかというふうなやりとりが四、五年続いたわけでございまして、結果的に私どもとしては現実的な案になったのではないかと、そういうふうに見ております。

○正森委員 現実的なものになったと言われておりますが、よくわからないのです。一部の新聞、資料によりまして、当初の百五億ドルの大基金という場合には、言ってみれば主要一次産品の緩衝在庫の操作と生産調整を一手にかさどるといふ、国際一次産品市場の計画経済化をねらったのではないかと思われるぐらいの規模のものだった。それを先進国などの意見もあって大幅に縮小する経過になったのだ、こう言われておりますが、大体そう考えてもいいのですか。

○加藤(隆)政府委員 私どもが承知いたしておりますのはちょっと違ひまして、当初百五億ドルというふうな議論があったわけでございまして、そ

の後検討の過程で、現在でございますが国際商品機構の方で余剰資金を基金に持つていく、現にまとまりました案は三分の一出すというように考えますと、そういう大きな規模の金が必要ではないかというように議論が収斂していったように聞いております。

○正森委員 いま国金局長の方からその仕組みについてお話がありました、念のために仕組みについて伺っておきたいと思ひます。

この一次産品の基金は第一勘定、第二勘定とも、あるいは第一の窓、第二の窓とも言われております。第一勘定というのは四億ドルの出資のようですが、私も素人の者が、四億ドルの出資だったら、四億ドルの緩衝在庫についての融資ができて、仕事ができるのか、こう思つておたらさうではございませんで、それも含めて国際商品協定側が三分の一の現金預託をするだけでなしに、そこに加盟している国が三分の二のギャランティーキャピタルといふか、保証資本といふことをやりまして、相当多額の、MFRと言われているようですが融資をすることができると関係の論文には書いてありますが、その仕組みについて少し御説明願ひたいと思ひます。

○加藤(隆)政府委員 簡単な方の第二の窓から申しますと、直接の拠出資本が七千万ドルで、払い込み資本が七千万ドルでございます。それ以外に任意の拠出金が二億八千万ドル予定しておる。これはかなり年数をかけてこの金を集めるわけでございますが、ファンドからこの金が出ていく。

それから第一勘定の方でございますが、御指摘のように拠出資本は四億でございますが、払い込み資本が三億、コーラルキャピタルといひましてこれが一億でございますが、この部分は、加盟国が金を払わない、それでファンドの方が金に困ったときにコールをかける、そしたら金を持つていく、そういうクレジットラインみたいなもので、金はないわけでございます。そうしておいて、今度はこの共通基金に加盟する商品協定が、ただいまお話しのように自分の価格の設定とストック量

によって所要資金が決まっておりますが、その所要資金の三分の一をキャッシュでコンモファンDへ持つていく。同時に、三分の二を個々の商品協定の加盟している国が保証を、ギャランティーキャピタルを共通基金に持つていく、そうすると共通基金はそれを担保にしてマーケットから金を借りる。一つは払い込み資本、ファンドそのものの請求払い資本、それからもう一つはそれぞれの商品協定の方が出すキャッシュ、出された保証資本を担保にしてファンドがマーケットから借りた借入金、こういうような複合した資金で回るようになっておるわけでございます。

それで、いまのところの想定では、実際に有望性が一番高いのは天然ゴムとすずだろと思ひますが、この法案が成立しまして各国が来年の三月末までを目途にもしも批准して成立すると、予定どおりでございますと、それぞれの商品協定の方でこの基金と協定を結ぶというかどうかで、こういうものがその段階でどれだけのバフファーストの量を持つて、それから現実の価格と自分たちの考へている価格差、そういうようなものを考へて金額が決定してくる。ただ、道具立てとしてはそういうような金融メディアムが用意されておる、そういうことでございます。

○正森委員 いま大体御説明を伺つたのですが、緩衝在庫のための融資、バフファーストストックのための融資の場合に担保がないと不安ですね。そのときは倉庫証券か何かを基金側が握つておくというようなことになるのですか。

○加藤(隆)政府委員 御指摘のように倉庫証券を取るわけでございます。

○正森委員 そこで伺いたいのですが、五十五年六月二十九日付の毎日新聞の社説を見ますと、これは政府にとつて当たつてゐるか当たつてゐないか知りませんが、「日本は最初、米国に同調して基金にそつぽを向いたが、七七年ごろから、この基金が東南アジア諸国連合(ASEAN)の国々にとつてきつて重要なことに気がつき、積極的な推進派に転じた。」こう書いてあるのです。事実ア

メリカは、第二の窓に対しては結局一文も金を出さないということに終始したようであります。そこでわが国は、ここに書いてあるように、当初はアメリカに同調して消極的だったのかどうか。そしてそれが積極的な、現在では第二の窓に進んで二千七百万ドル出す、こうなつておるわけですね、それはいかなる理由によるのか、御説明願ひたいと思ひます。

○加藤(隆)政府委員 実は一番最初の議論のときに私は主計局でこの系統の担当をいたしておりまして、国金局の方から話を聞いた段階でいろいろな案があつたわけでございます。その段階でわが国としては、いま先生がおつしやつたような議論もございましたけれども、同時に、いまのお話の中にありましたように、東南アジアがこの一次産品のウェートが非常に高い、そういう問題と東南アジアと日本の依存関係の深さといふことから何かのところでやはりつくるべきではないか、現にヨーロッパの方では御承知のSTABEXとかローメ協定といふものがあるといふようなことから、現実的な案としてどういふものがあり得るかという観点で、あれは五十一年でございまして、その当時からいろいろな各種の案を検討いたしておりまして、頭からだめだといふことではございませんでした。

〔委員長退席、大原(一)委員長代理着席〕
○正森委員 外務委員会でもお答えがあつたようですが、いわゆる第一の窓、第二の窓について、現実的にこの基金の対象になり得る品目は結局はどういふものになるだろうか、念のためにお答えを願ひたいと思ひます。

○内田説明員 御説明申し上げます。

御高承のように、共通基金は一次産品総合計画の対象としております十八品目につきまして、それらをすべて対象にするといふことで、そういう可能性はあるといふことで発足、いまの段階にあるわけでございますけれども、これらのうちすでにコーヒー、ココア、砂糖及びびすずにつきましては、この一次産品総合計画採択前から商品協定が

存在してございましたような事情もございまして、このうちコーヒーを除きますココア、砂糖、びすずにつきまして、それぞれ協定が採択になつておるわけでございます。

○正森委員 天然ゴムは言ひましたか。

○内田説明員 まだ申し上げません。

それから天然ゴムは、この一次産品総合計画の採択後に新たに商品協定が採択された例でございます。

以上のように、砂糖、ココア、びすず、天然ゴムの各商品協定によりまして設立される機関が第一勘定の貸し付けの対象になることができると私も考へております。

それから付言いたしますと、ココア協定は現在署名のために開放されておりましたのですが、現在の状況を正確に申し上げますれば、本年の五月三十一日までに発効要件を満たせば、その時点で発効するといふ状況でございます。そのほか第二勘定の対象といたしましてジュート、ジュート製品が交渉中でございます。さらには熱帯木材、硬質繊維、銅、茶、綿花等につきましてUNCTADの場で予備協議が行われているわけでございます。

○正森委員 いま御説明いただいたようなことだそうであるが、結局第一勘定については商品協定との提携といふのがかぎになるわけですね。ですから、このところがきつちりいたしませんと、たとえば商品協定との提携ができるのが一つとしかできないといふことになれば、実際上つくつた意味がなくなるというふうな感じにもなりまうので、わが国としてはそういう点に十分配慮していかなければならないと思ひますし、それからバナナだとかなんとかというストックのきかない物の場合は第二の窓をよほど活用いたしませんとこれは効果がないといふことにもなりますので、なお一層発展途上国への配慮を、これを機会に続けていっていただきたいといふことを希望しておきたいと思ひます。

次に、アフリカ開発銀行関係について申し上げます

が、これはすでに同僚議員が質問をされたわけですが、アフリカ開発銀行が従来域内国のみをメンバーとしてきた理由は一体どういふところにあるのですか。

○加藤(隆)政府委員　こういう地域国際金融機関の場合の通例でございますが、自分たちの地域の特性ということで運営したいという考え方、この場合アフリカの性格ということをやっておりますが、そういう観点から域内国だけでやっておったわけでございますが、片や銀行の業務が拡大していきまると、域内国だけではどうしても資金調達能力に限界が出てくるというようなことが起こりまして、米州開発銀行の場合しかり、アジア銀の場合しかり、域内国も加盟を求める。その場合に、その地域の特性との調和を図るために域内国の方に投票権はウェイトをかけていく、従来どおり支配的な投票権を域内国だけで持つていくということをやつて、この場合ですとアフリカの特性を維持していくというような考え方、他の地域の国際金融機関と同じようなふうに発展していったものでございます。

○正森委員　たしか午前中に伊藤委員から御質問もありましたが、アフリカ開発銀行が今域内国にメンバーシップを開放するについて有力なアフリカ諸国の一部が、たしかアルジェリアが棄権し、リビアが反対したというように聞いておりますが、その理由について正確にもう一度御答弁を願います。

○加藤(隆)政府委員　これは一言で申しまして、ただいまのアフリカの性格を一〇〇％維持したいという角度、観点が中心であつたと思ひます。

○正森委員　あなたの方からいただいた書面では、「域内国の加盟に道を開くことは、アフリカ地域内の銀行というアフリカ開発銀行設立当初の性格を全く変更するものである。アフリカ域内諸国の資金負担が重く、域外加盟予定国の先進国及び産油国の資金負担が軽くて均衡を欠くものである。この二つの理由からアルジェリアは棄権し、リビアが反対の態度を表明している。」こうなつて

おりますが、間違いありませんか。

○加藤(隆)政府委員　そういうことでございませう。

○正森委員　アフリカ開発銀行の新協定の第十七条業務に関する原則(1)の(d)ではどういふように規定されておりますか。

○加藤(隆)政府委員　長くなりますのでポイントだけ申し上げますと、銀行の調達先は加盟国に限られるという趣旨の文章でございます。

○正森委員　つまりアフリカ諸国が融資をしてもらつてそれで何か買う場合には、アフリカ開発銀行に加盟している国、つまり域内国あるいは域外国のいずれにせよ加盟しているところからでなければ物が買えない、つまり平たい言葉で言えばアフリカ以外ではない、こういうことですね。

○加藤(隆)政府委員　基本的にそうでございますが、その後の方に、理事会の決定を経れば加盟国以外からも調達できるという条文はございますけれども、基本的には御指摘のとおりでございます。

○正森委員　もうこれは結局大蔵省や外務省の説明を聞きますと、この種の大抵の銀行はこういうことになっておるんだ、例外ではない、こういうことですけれども、しかしそれぞれのアフリカ諸国が本当に自分の欲しいものを買おうとするときには、やはりこれはひもつきの一種として作用するということとは否定できないと思ふのです。ですから、本当にアフリカ諸国自身のためを考へるなら、やはりこういう規定はなくしていくという方向が私は正しいのではないかとこのように思ひます。

もう一つ伺いたいと思うのですが、アフリカ開発銀行は、なるほど一定の役割りを果たすでしょうが、これも一つの論文では、アフリカ関係への資金の流れというのとは従来非常に少なかった。一九六〇年代までは総額で十億ドル台、一九七四年には約七十億ドル台、一九七五年には百三十億ドル台、そして一九七八年末の実績で約百九十億ドルというように増大したが、このうちODAが

四四％を占めており、アフリカへの資金の流れがなおコマースベースではない、そしてそのうちアフリカ開発銀行グループの十五年間の累積は四億ドルという実績で、ほとんどネグリジブルといひますか、無視し得るような額だ、こういうふうに言われているんですね。これはアフリカの開発のためにとても、非常にわれわれがよく心しなければならぬことだと思はれるのですが、その中でこういう注目すべき指摘があります。それは今回のアフリカ開発銀行のメンバーシップの域外開放に当たつて、アフリカ開発銀行の「創設時には協力要請通達を送付された共産圏諸国に対して関心が払われなかつたことにも問題の一端が示されている。」ということですが、これは開発銀行というのは今度の域外開放に当たつて、いわゆる社会主義諸国へは関心を示さなかつたということはあるのですか。その結果社会主義諸国が入らなかつたのですか、ユーゴスラビアを除いて。

○加藤(隆)政府委員　前段の方のお話も申し上げたいと思ひますが、わが国とアフリカ大陸の関係は、何といひましても距離が遠い。それから旧宗主国がかなり強いわけでございます。それから貿易関係もウェイトが小さい。そういうような問題がございまして、同時にわが国の欲しいマンガンとかクロム、かなり輸入依存度が高いわけですから、そういうようなことでバイでなかなか入り込めないという問題がある。そこでこういうマルチの機関を通じてだんだんと依存関係を深めていきたいという考え方があつたわけでございます。アフリカに金の還流云々という議論がございしますが、今後いろいろな面で、ヨーロッパの方から見てもかなりアフリカは重要視されているわけでございます。現にフランスやなんかのODAの配分は非常に高い、わが国は低いわけでございますけれども、そういうような歴史的な問題もあるうかと思ひます。

それから、後の方の問題ですが、結局向こうの側が関心を示さなかつたようでございます。○正森委員　先方が関心を示さなかつたというこ

とですけれども、私が引用したのは「東京銀行月報一九八〇年六月号 アフリカ開発銀行の活動と役割り」という調査報告であります。それを見ますと、やはり単に社会主義国側が、恐らく二国間援助ということに重点を置いたのかもしれないが、関心を示さなかつたということだけでなしに、この開発銀行側も創設当時比べて熱心でなかつたというように読み取れるわけでありませう。そしてそれにかつてアメリカが一九七五、六、七、八、九、十年から非常に高度な関心を示し始めた。それにはやはり宗主国にかつてアフリカのウランその他の天然資源に一定の目をつけまして非常に積極的になつたということがあつたと言われているわけでありませう。

そこで大蔵大臣にお願いしておきたいのですが、このアフリカ開発銀行にわが国も一定の寄与をするに当たつては、やはりいやくも旧宗主国の、言葉は悪いかもしれませんが、植民地主義的なやり方といひますか、あるいは自分のところに資源をとつてくるというところだけを第一義にするとかいうことになしに、経済主権というものを考へてその国の利益をまず考へ、そして同時にわが国の一定の利益にもなるようにという考え方が必要だと思ひますが、いかがですか。

○渡辺国務大臣　そのとおりだと思ひます。

○正森委員　時間がございませんで、通貨の問題について全く聞かないのもなんですから、一言だけ聞かしていただきます。

通貨の問題では、後で附帯決議にも出ると思ひますが、この間私もそういうことができたのかと思つたのですが、フィリピンのお金か何かを入れて、日本の五十円玉と非常に似ているというので大分物をとつた。刑法上はやはり窃盗になるのです。あれを見ますと、五十円玉というのは穴があいていふのです。フィリピンの方は穴があいてないのです。われわれ素人から見ると、大きな穴が真ん中にあいていふもの、まあ丸いから円である、こういうことを言う人もいふのですが、それが穴のあいてないフィリピンの硬貨と間違つ

てガラガラと出てくるというようなことを考えますと、今度五百円の場合には金額が多いわけですから、関西の言葉で言うところまかされるとい

いますか、だまされるといいますか、そういうことのないように自動販売機をつくる方も気をつけなければいけませんけれども、金をつくる方もやはり一定の注意を要すると思うのです。そういう点について大蔵大臣から造幣当局に――幾ら一生懸命やっても悪いことをするやつはそれをまた上

をはねますから、絶無にはできないにしてもそういう配慮も必要だと思ひますが、いかがですか。○渡辺国務大臣 十分に配慮しなければなりませんから、専門家に注意させるようにちゃんと指示をいたします。

○正森委員 それから通貨の關係ですからついでに聞かしていただきますが、二月一日の日経新聞によると大判、小判など七万枚にのぼる古銭が国有財産として日銀の地下金庫に保管されているそうでございますが、主なものにはどんな古銭があるのですか。

○橋崎政府委員 明治時代以前の古い本邦貨幣といたしましては大判、小判、一分金あるいは二分金、改三分定銀等がございます。

○正森委員 どのぐらいありますか。

○橋崎政府委員 大判は三枚、小判は十八枚、一分判金が一枚、二朱金が千六百七十七枚等でございます。

○正森委員 これは新聞の方が間違つておるのかも知れませんが、日本経済新聞の二月一日号を見ますと、享保大判が二枚、万延大判が一枚、天保大判が一枚、これだけでも四枚ある。それから慶長小判、元禄小判、天保小判、二分金、一分金、二朱金、一朱金など江戸以前のものが合わせて金貨四千四百九十四枚、それから銀貨が一万六千四百三十枚等々あるということで書いてあります。違ひするのですか。あなたの言われた数字と大分違ひするのですか。……

○橋崎政府委員 さらに詳しく申し上げますと、享保大判が二枚、万延大判が一枚、天保五兩判が

一枚、慶長小判が二枚、元禄小判が一枚、宝永小判が二枚、享保小判が九枚、安政小判が二枚、正徳小判が一枚等々でございます。

〔大原（一）委員長代理退席、委員長着席〕

○正森委員 仮に放出するとなると、どういう方法で放出してどのぐらいになりそうですか。また文化財として重要なものの保存はどうするのですか。

○橋崎政府委員 販売方法等まだ十分定めておりませんが、原則的には専門業者に対する一般競争入札になるかと思ひますが、なお検討を必要とするというぐあいに思っております。

処分価格につきましては、これは一つ一つ専門家に鑑定を依頼していかなければなりませんので、現在定かには申し上げる段階にはないというぐあいに思っております。

それから最後に仰せの文化的価値があるようなものにつきましては、この処分を、現在に至るまでの間に造幣局等において処分を留保し、保存をしておく必要があるものということで約六千枚程度の所管がえをいたしまして、そこにおいて保管するという措置をとっております。

○正森委員 最後に一点だけ伺つておきたいと思ひます。これは従前同僚議員も言いましたが、紙幣等において目の不自由な方々への配慮がわが国の場合著しく欠けている。何か物の本によりますと各国の紙幣は大体三つのグループに分けられるのだそうです。はつきり指先で感じとれるようにオランダの十ギルダー紙幣の左下に点が三つ並んでおつて、これは直径五ミリの丸をさわってみるとはつきり凹凸が出る。こういう一番配慮しているのを筆頭に、イギリスやアメリカやベルギー、チェコスロバキアというようなのがこのグループに入る。やや手でわかるようにしているのがギリシャやハンガリーやスペイン。何の配慮もしていないのがエジプト、イタリア、スイス、フランス、西ドイツ、東ドイツ等で、日本が一番悪いうちの部類である、こういうことになっているんですね。そこで参議院の八代さんなどもオランダ

のギルダーを模範であると言つていつも持ち歩いておられるようですが、これについて将来の問題として配慮をなさるかどうかを伺つておきたいと思ひます。

○渡辺（喜）政府委員 おっしゃいますように、オランダ、スイス等は全面的に盲人用の識別マークというのを紙幣につけておるわけでございます。ただ、考えてみますと、オランダ、スイス等は紙幣の種類が非常に多いわけでございます。わが国の場合は紙幣は現在四種類しかございせんし、各種の紙幣がそれぞれ形が違つておるわけでございますので、そういう意味ではオランダにおけるほどの必要性というものがなかつたということである。現在のようになつておるんだらうと思ひます。ただできるだけ簡単に識別し得るということの方が望ましいわけでございますので、今後の問題として技術的な問題もいろいろあるかと思ひますので、検討を進めてまいりたいと考えております。

○綿貫委員長 柿澤弘治君。

○柿澤委員 臨時通貨法の一部改正案について先

に質問をさせていただきます。補助貨幣については、今回の提案のように新たな種類を出す場合には法律改正が必要なわけですが、それと高額の通貨である日銀券についてはそういう仕組みになっていないわけでございます。経済情勢の変化に応じて弾力的に対応できる、その点で補助貨が本位通貨と言えないと思ひますけれども、日銀券よりもっと規制が厳しくなつていくというのはどう理由なのか。その辺については補助貨の性格の変化といひますか、むしろ本位通貨と補助貨の間の差がなくなつてきている現状にかんがみて、その辺を統一的な扱いにする必要があるんじゃないだろうかという気がいたしますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○渡辺（喜）政府委員 おっしゃいますように、日銀券の方が高額であるのに規制が緩い、補助貨幣の方は低額のものであるのに一々法律が要るとい

うようなことで、一見非常に奇妙な形になっておるわけでございますが、これは結局は貨幣法以来の歴史的な経緯によつてそういう形になっておるということと、もう一つは、かなり観念的なものでございまして、貨幣の方は政府が発行しておる、日銀券は日本銀行の発行するものであるというふうなことから来ておるのではなからうかと思ひます。

将来の方向としてはその辺やはりもう少し統一的に考えていった方がいいんではないかと思つておるわけでございます。ただ、貨幣に関するものもその制度の改正というのは経済取引、国民生活の基本にかかわる問題でございますので、そういう時期までは現在のようないかなるを得ない、いつか貨幣全体についての統一な改正をする時期におきましては全体を通じて統一な考え方にしたいというふうなことを考えておるわけでございます。

○柿澤委員 日銀券、銀行券等補助貨との性格的な差異が非常に薄らいでおる現在でございますから、その辺について見直しが必要だらうと思ひます。

その時期までとおっしゃつたんですけれども、その時期というのはデノミを考える時期、こういうことでございまして。

○渡辺（喜）政府委員 必ずしもデノミというふうな特定して考えているわけではございません。経済が安定をし、仮に貨幣制度に手をつけても各種の思惑というふうなものが生じないような見通しがあるというふうなこと、あるいはまた国際的な面からも、国際的な貨幣、通貨の制度に調和した形の貨幣制度というものがとり得るというふうな状況が来た場合というふうないろいろな要素を勘案して考えていきたいと思つておるわけでありまして。

○柿澤委員 経済が安定してきたらと言ひますけれども、いまは安定なのか不安定なのか。いまが不安定だとすると安定というのはいないのじゃないかと思つておるわけですが、その点でそろそろきちっと勉強しておく必要があるような気がするわけ

す。その意味で通貨制度のあり方について、たとえば民間の有識者の見解をいろいろと尋ねる審議会をつくって検討するとか、そういうことも作業を一步進める上で必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○渡辺(喜)政府委員 もし仮に貨幣制度を全面的に見直すというようなことになりましたら、有識者等にお願いをし審議会に諮るというふうなことも必要かと思ひます。ただ現在の情勢でございまして、仮に通貨制度に手をつけるというふうなことが一体どういうふうな影響を及ぼすであろうか、いろいろな懸念を呼ぶのではないかと、その辺の見きわめがついた段階でひとつ踏み切りたいということで、現在は慎重に見守っておるところであるわけでございます。

○柿澤委員 その辺はぜひ技術的な検討をお願いしたいと思ひます。

それから、今回五百円貨幣を新たに発行したいということですが、これは自動販売機の普及その他で高額の補助貨、コインに対する需要が高まっているというの大きな理由になっております。しかし、いま正森委員からもちょっと指摘がありましたように、先日フィリピンの七円程度の貨幣なんだそうですが、それが五十円玉と全く同じでほとんど自動販売機から物が出てくる、おつりが出てくるということで、大きな問題になりました。その点では、自動販売機の普及に伴う新硬貨の発行ということであれば当然その辺の対策が十分講じられていなければいけないと思うわけです。

通産省おいでいただいておりますが、今度の自動販売機のミスといひますかに対しては、通貨の方で考えるべき問題もあると思ひますが、販売機メーカーの方でもいろいろ対策を講じなければいけないと思うわけです。その点については具体的にどのような手段を講じておられますか。

○見学説明員 お答えいたします。
現在までのところ自動販売機等で使われます硬

貨の判別を行う装置、これをコインメカニズムと言っておりますが、これにつきましては、判別を硬貨の厚さと直径、重さ、材質といった点から調べているわけでございますが、硬貨の不正使用等在来からいたすがございましたので、自動販売機関係の業界といたしまして従来から精度の高いメカニズムを研究、開発しておりますが、最近におきましては特に電子技術を入れた高度のものも開発途上にございまして、一部流通も開始しております。こういったことでございまして、本問題の重要性にかんがみまして通産省といたしましても関係業界に対して、技術の開発等に最重点を置くよう指導してまいりたいと思っております。

○柿澤委員 その点では自動販売機の技術もどんどん高度化している、精緻になっているというふうに説明を受けたので私も安心をしていたのですが、今度のフィリピンのものは穴があいていないわけですね。日本の五十円は穴があいていない。そういう意味ではその識別すら入っていないわけ、その点でもっと改善をする必要があるだろう、五百円になるともっとその点が重要になってくると思ひますので、行政当局としてもぜひその点御指導をいただきたい。国の発行する通貨に係るこうした盗用といひますかミス作動といひますか、ある意味では通貨に対する信認にも影響するわけですから、その点はお願いをしたいと思ひます。

その対策の一つとして前から言われていたのは、クラッド貨幣というのですか、磁性性が違う一種類の金属をサンドイッチのように重ね合わせた硬貨をつくったのだという議論があつたわけですね。五百円という高額の貨幣になると、製造原価に対して名目の価格が非常に高くなつて差が大きくなるわけですから、もう少しコストをかけても、そうしたクラッド貨幣の採用というものは現実的な対応としてあり得るのじゃないかと思ひますが、その辺は考えていらっしゃるのでしょうか。

○渡辺(喜)政府委員 きわめて技術的な問題でござい

ますから、私もなかなかその辺の見きわめがむずかしいのでございます。造幣局の専門担当者に聞いてみておるわけでございますが、クラッドは確かに有利な面もあるが、やはりそれでも、たとえばメッキ等を行うようなことによつてなかなか偽造を完全には防止できないというふうな問題があるようでございます。当然のことながら、貨幣の素材を選ぶに当たっては、一般で余り広く使われていないような素材を選ぶ、それからまた、相当の大規模な機械でなければ製造できないようなそういう種類の素材を選ぶとか、あるいは図案等につきましてもかなり複雑にして簡単に模倣ができないようにするとか、いろいろな対策があるかと思ひます。専門家にも十分その辺の検討を依頼しているところでございます。

なお、先ほどのフィリピンの話等も、国際間にわたる話でございしますので、できるだけ諸外国において使われていないような形、図柄というものが望ましいわけでございます。その辺にも十分な配慮をしていきたい。国際的には造幣局長会議というふうなものがありまして、そこではいろいろ国際間のそういう相互の意思疎通が図られておるわけでございます。わが国は、それについては、オプザバーの形でございまして、参加をいたしまして、十分各国とも情報の交換をしているという現状にあるわけでございます。

○柿澤委員 いまのところクラッド貨幣等を製造する御意思はないようですけれども、技術的な検討はぜひ続けていただきたいと思ひます。

それから、後半理財局長が述べられました各国との関係で言ひますと、情報交換に十分努めておりますとおっしゃつておられますけれども、フィリピンのように不意打ちで来るわけですね。それに対する対抗手段がいまの日本の自動販売機にはない。そういう意味では、できればやはり五百円貨幣を今度つくる前にしっかりとした情報交換をしておく必要があると思ひます。いま世界の造幣局長会議という話がありましたが、特に問題になるのは、日本周辺のアジア諸国についてそ

ういうことが十分なされているかどうか。その辺についてはいまの体制では心もとない点があるかと思ひます。その意味で、硬貨については、造幣局の博物館を見ましたが、見本のように並んでいますが、ああいうのを一般の人にさせる前に、たとえばコンピュータの中に通貨の性状とか材質とかが全部入つていて、つくるときに、日本の周辺なり世界の通貨の中であいてい

る部分はどういうところかなという形でばんばんとコンピュータで答えを出させて、その辺で大きな厚さなり品質を決めていくというふうなプログラムみたいなものは、情報さえあれば簡単にできると思ひます。コンピュータに入れたおけばいいわけです。それで、順列、組み合わせじゃないですか、四角いぎざがあるかないか、そういうものを全部入れておいてコントロールすればいいわけですから、その辺の仕組みというものをぜひおつくりをいただきたい。こんなものはマイコンでもできる話だと思ひますが、どうでしょうか。

○渡辺(喜)政府委員 できるだけ情報の収集あるいは交換ということに心がけておるわけでございますが、必ずしも万全ではございませんので、なお一層努力をしたいと思つておるわけでございます。ただ基本的あるいは最終的には、通貨の問題というのは各国の主権に属する問題でござい

ものをとつてというのには紳士協約で避けられることとでございますし、主権に属するからということ、同じものをつくると言って力む国があったら、これはちょっと異常なあれだと思ふのです。ですから、そういう点で日常の情報交換が非常に大事だということを申し上げておるわけでございまして、新しくつくる場合には、少なくともほかに例のないようなところにねらいを定めてつくる、こういうことが必要じゃないかということを目指しておきたいと思ふわけです。

それから、通貨の問題はもう終わりにしたいと思ひますが、補助貨幣については補助貨幣回収準備金を積んでおるわけですね。何か一兆円以上上ると聞きましてたけれども、この辺は、日銀券は準備金を積んでおるわけでもないと思ひますし、必要なかどうか。回収といったって、通貨がみんな戻ってくることはないわけですから、その辺は、五十七年度予算は増税なしだというのなら、財源対策としてこれを取り崩して使うというののも一つの方法じゃないかと思ひますけれども、どうでしょうか。

○渡辺(審)政府委員 補助貨幣につきましては発行高と同額の回収準備金を積んでおるわけでございます。これは補助貨幣についての信託を維持するという観点から従来一貫してとられてきておるわけでございまして、現在私どもは、この資金を取り崩して一般会計の歳入にするということは考えていないわけでございます。

○柿澤委員 もう少しお話を聞きたいのです。が、アフリカ開発銀行加盟措置法案と一次産品共通基金加盟法案の方に移りたいと思ひます。

アフリカに対する日本の援助政策、これは日本としてはなかなか哲学の定めがたい部分があるわけですが、アフリカ諸国はこれからの日本の資源外交という意味で非常に重要な役割を果たす、それから、国連加盟国その他国際的な発言権も、非常に数多く大きい、人口的にも無視できないということで、私はかねてから、アフリカについてはもっと積極的な取り組みが必要だと

思っているわけですが、その点についての基本的な考え方を伺いたいと思ひます。

○坂本説明員 お答えいたします。

ただいま先生がおっしゃいましたように、確かにアフリカの最近の政治的な重要性というものはだんだん増してきておると私も判断しております。アフリカには、御承知のように非常に貧しい後進開発途上国が多く、他方潜在的な資源保有国というのも多い。いま先生がおっしゃったように、アフリカには全部で五十一カ国ございまして、これがだんだん国際場裏において発言権を強めておりますので、私もといたしましては、そのような重要性を増しつつあるアフリカ、この認識をもとにいたしましてこれから経済協力をますます積極的にやっていきたいと思つております。

ちなみに、御参考までですが、実績を申し上げますと、二国間のODA、政府開発援助の中でアフリカが占めるシェアは、一九七七年がわずかに六・三%、それが七八年には六・九%に上がりまして、七九年には、これが一番新しい数字ですが九・七%、一〇%弱まで来ております。今後、私どもといたしましては、アフリカには大体一割くらいの二国間援助を割り当てていきたいと考えております。

○柿澤委員 その点では、アフリカに対して日本は非常に遠い。アフリカの方も日本に対して大きな期待を持ちながら、なかなかそれにこたえてくれないという欲求不満があるわけです。ともすれば、そういう意味では、アフリカ開発銀行の融資等も旧宗主国として大きな発言権を持っている欧州諸国に引つ張られるおそれがあるわけです。その点では日本がアフリカ援助の哲学をしっかりと立てると同時に、こうしたアフリカ援助機関に対しての発言権をしっかりと確保していく必要があると思ふわけですが、その点について今度の開発銀行の中での日本の発言権というのはしっかりと確保されているんでしょうか。

○加藤(隆)政府委員 簡単な設例で申しますと、理事が六人でございますが、六分の百で一六%、

それで私どもの方が御承知のように一四・〇四というふうなことで、日本と肩を組みます国を見ましても大体日本は理事がとれるというふうなことで、その点は大丈夫でございます。

○柿澤委員 一つ具体的な話をお伺いをして、質問を終わりたいと思ひます。

先日私はリビアに行きまして、オベイディ外務大臣とフワイワ計画大臣という議論をしてまいりました。従来からリビアについては、日本と技術協力協定を結びたいという希望が向こうから出ております。日本の方は、アフリカの国を見るとき色めがねがありまして、果たしてリビアがと、こういう話があるのですけれども、そういう点では欧州諸国の方は非常に割り切つて、西ドイツにしても何にしても、向こうがやりたいというのなら協定を結びましょうという形で弾力的に対応しているわけですね。それで商売をしっかりとつてゐる。その点では日本の姿勢というのがちょっと画一的で硬直的ではないかという気がするわけですが、その点についてぜひ前向きな姿勢で対処をしていただきたい。先方も日本からのテクノロジ・トランスファーというものを非常に強く期待をしているわけですから、その点での外務省の柔軟な対応が必要だと思ふのですけれども、その点どうでしょうか。

○堤説明員 リビアの方から一昨年十二月に技術協力協定の提案がございまして、私もこれを真剣に検討しまして、昨年七月に実は日本としての対案を出しているわけでございます。この対案は技術協力協定ということではございませんのだけれども、私も従来技術協力協定というのを結ぶ際には、それが本当に協定を結ばないと実務上差しさわりが種々起こる、そういう場合に結んでおります。と申しますのも、そのような実際の必要性がある国から徐々に結んでいくという現実的な考え方をとるべきだと思つたわけでございますが、事実アジア、中南米、アフリカ等、ほかからも申し出があるわけでございます。ですから、リビアに対しては決して消極的ということでは

ございませんで、リビアとの間で必要に応じた対応をいたしたいということで、その対案はすぐに技術協力協定ということではなくても、事務レベルの協議の場をリビアとの間に持とうではないかという具体的な提案でございました。

しかるに、それに対して先方から何の反応もございませんので、現在のところリビア側の回答待ちというところでございます。これについては具体的な回答が参りますれば、決して消極的なことではなく、前向きに検討したいと思つております。

○柿澤委員 時間がありませんので終わります。が、いまのは回答待ちとおっしゃいましたけれども、実務レベルでなくて、ぜひ閣僚レベルからスタートしてほしいという要望が出てゐるわけですから、それは外交ルートできちっと出ているかどうかはわかりませんが、この間も計画大臣、外務大臣に会つて確かめてきております。ですから、局長レベルでスタートをするのか、閣僚レベルでやるのか、それとも準閣僚レベルでやるのか、その辺についてはぜひ具体的な御検討をお願いしたいと思ひますが、よろしゅうございませう。

○堤説明員 何分にも先方から正式のチャンネルでは御回答がございませんですが、その回答があり次第前向きに検討いたしますけれども、ただいまのところでは準閣僚と申しますか、閣僚レベルではなく事務レベルで応じたいというふうに思つております。

○柿澤委員 終わります。

○綿貫委員長 これにて各案に対する質疑は終了いたしました。

○綿貫委員長 これより討論に入るのであります。が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、アフリカ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○綿貫委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、一次産品のための共通基金への加盟に伴う措置に関する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○綿貫委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○綿貫委員長 ただいま議決いたしました両案に対し、小泉純一郎君外四名より、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、新自由クラブ五派共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。この際、提出者より趣旨の説明を求めます。伊藤茂君。

○伊藤(茂)委員 ただいま議題となりました両法律案に対する附帯決議案につきまして、提出者を代表して、提案の趣旨とその内容を簡単に御説明申し上げます。

この附帯決議案は、政府開発援助の新中期目標の実現、アフリカ開発銀行への参加に当たり、その対応のあり方等について、政府に要請するものでありまして、その趣旨は案文で尽きておりませんので、説明は省略し、案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていただきます。

アフリカ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案及び一次産品のための共通基金への加盟に伴う措置に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、左記事項について配慮すべきであります。

一 政府開発援助に関する新中期目標の確実な実現に努め、その実行に当たっては発展途上国の自立と民生の安定、継続的な発展に寄与する総合的対策を立案するよう努力すること。

と。

一 アフリカ開発銀行に参加するに当たっては、域内諸国の意向を尊重するとともに、域外諸国が対応する際に、我が国の立場を十分に認識して対処すること。

以上であります。何とぞ御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○綿貫委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。お諮りいたします。

本動議のごとく両案に対し附帯決議を付するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○綿貫委員長 起立多数。よって、さよう決しました。

本附帯決議に対し、政府より発言を求められておりますので、これを許します。渡辺大蔵大臣。

○渡辺国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨に沿って配慮してまいりたいと存じます。

○綿貫委員長 次に、臨時通貨法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○綿貫委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○沢田委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を簡単に御説明申し上げます。

最近における経済取引の実情にかんがみ、政府は、国民生活の利便に資するため、新たに五百円補助貨幣を発行して五百円の日本銀行券とあわせて流通させることとしておりませんが、本附帯決議案は、五百円補助貨幣の発行に当たり、政府において留意すべき諸点を取りまとめたものであります。

附帯決議案の内容は、案文で尽きておりますので、その朗読によって説明にかえさせていただきます。

臨時通貨法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、左記事項について留意すべきであります。

一 五百円補助貨幣の図柄、形状等については、利便、価値等を考慮すること。

一 五百円補助貨幣の発行に当たっては、自動販売機の普及に伴い、外国通貨の形状にも十分配慮し、自動販売機が不正に利用されることのないように努めること。

一 五百円補助貨幣の発行に伴い、便乗値上げ等のないよう配慮するとともに、国民の利用実態等を勘案し、その発行数量等について十分配慮すること。

以上であります。何とぞ、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○綿貫委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。お諮りいたします。

本動議のごとく本案に対し附帯決議を付するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○綿貫委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本附帯決議に対し、政府より発言を求められて

おりますので、これを許します。渡辺大蔵大臣。

○渡辺国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨に沿って十分配慮いたしたいと存じます。

○綿貫委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○綿貫委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○綿貫委員長 各種手数料等の改正に関する法律案及び脱税に係る罰則の整備等を図るための国税関係法律の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

これより両案について政府より提案理由の説明を求めます。渡辺大蔵大臣。

各種手数料等の改正に関する法律案

脱税に係る罰則の整備等を図るための国税関係法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○渡辺国務大臣 ただいま議題となりました各種手数料等の改正に関する法律案及び脱税に係る罰則の整備等を図るための国税関係法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、各種手数料等の改正に関する法律案につきまして申し上げます。

各種の行政事務に係る登録手数料、許可手数料

料、特許料等のうちには、人件費及び諸物価の上昇等に伴うこれらの事務に要する経費の増等の事情を勘案すると、費用負担の適正化を図るべきものが生じてきております。

このような状況にかんがみ、昭和五十六年度予算の編成に当たっては、統一的な観点から、各種手数料等の金額について、法律に規定されているものを含む全般的な見直しを行い、その改定を図ることとした次第であります。

この法律案の内容は、不動産の鑑定評価に関する法律等三十四法律に規定されております各種手数料等の金額または金額の限度額につきまして、所要経費の額の増等を勘案して、おのおの所要の引き上げを行おうとするものであります。

なお、この法律案に基づく各種手数料等の改定は昭和五十六年五月一日から実施することを予定しております。

次に、脱税に係る罰則の整備等を図るための国税関係法律の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

政府は、最近における納税環境整備の必要性に顧み、税務執行面における租税負担の公平の確保に資するため、今次の税制改正の一環として、脱税に係る更正、決定等の制限期間の延長等の措置を講ずることとし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

第一に、偽りその他不正の行為により免れた国税に係る更正、決定等の制限期間を五年から七年に延長することといたしております。なお、現在、偽りその他不正の行為により免れた国税の徴収権は、五年で時効消滅することとされておりますが、この制限期間の延長に伴い、その国税の徴収権につきまして、最長二年の範囲内で更正、決定等の日まで時効が進行しないこととするものといたしております。

第二に、所得税、法人税、相続税及び贈与税の脱税犯に係る法定刑の長期を間接諸税のそれに合

わせ、三年から五年に引き上げることとしたしております。なお、この法定刑の長期の引き上げに伴い、刑事訴訟法の規定により、これらの脱税に係る罪の公訴時効期間も、三年から五年に延長されることとなります。

第三に、所得税、法人税、相続税、贈与税及び間接諸税並びに関税の納税者の代理人等が、その納税者の業務等に関して脱税に係る違反行為をした場合には、いわゆる両罰規定により納税者も罰金刑に処せられることとされておりますが、その罰金刑に係る公訴時効期間を、その代理人等に係る罪である懲役刑の公訴時効期間によることとするほか、所要の改正を行うこととしたしております。

以上、二法律案につきまして、その提案の理由と内容の大要を申し上げます。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○**綱要委員長** これにて両案の提案理由の説明は終わりました。

質疑は後日に譲ることといたします。
次回は、来る二十一日火曜日午前十時理事会、午前十時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後五時二十六分散会

各種手数料等の改定に関する法律案

各種手数料等の改定に関する法律

(不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正)
第一条 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「二千円」を「二千五百円」に、「三千円」を「四千円」に改める。

第三十二条中「三万円」を「三万五千円」に改める。

(司法試験法の一部改正)
第二条 司法試験法(昭和二十四年法律第四十

号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「千五百円」を「二千円」に、「三千円」を「四千円」に改める。

(社会教育法の一部改正)
第三条 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項中「三千円以上九千円以下」を「二千五百円以上一万五千円以下」に改める。

(著作権法の一部改正)
第四条 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第七十条第一項中「五千円をこえない」を「九千円を超えない」に改める。
第七十七条第二項中「一万円をこえない」を「二万円を超えない」に改める。

(栄養改善法の一部改正)
第五条 栄養改善法(昭和二十七年法律第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「三万円」を「四万円」に改める。
(麻薬取締法の一部改正)
第六条 麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「一万二千円」を「一万六千円」に、「六千円」を「七千七百円」に、「千五百円」を「二千円」に、「九百円」を「千四百円」に改める。

(種苗法の一部改正)
第七条 種苗法(昭和二十二年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条の十一第一項中「三万円」を「三万五千円」に改め、同条第二項中「五万円」を「五万六千円」に改める。
(農薬取締法の一部改正)
第八条 農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「六万円」を「七万円」に改める。

(獣医師法の一部改正)
第九条 獣医師法(昭和二十四年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第三条中「且つ、千円をこえない」を「かつ、千円を超えない」に改める。
(漁業法の一部改正)
第十条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第三百三十三条第二項中「千三百円」を「千五百円」に改める。
(家畜改良増殖法の一部改正)
第十一条 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項の表中「三百円」を「四百円」に、「千円」を「二千二百円」に、「二千円」を「二千四百円」に改める。
(火薬類取締法の一部改正)
第十二条 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項の表中「二十一万円」を「二十三万円」に、「四万七千円」を「五万三千円」に、「三万八千円」を「四万四千円」に、「三千円」を「三千五百円」に、「千円」を「千二百円」に、「一万一千円」を「一万四千円」に、「三千五百円」を「四千円」に、「二千五百円」を「三千円」に、「八百円」を「千円」に改める。

(鉱業法の一部改正)
第十三条 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

別表中「一万八千円」を「二万円」に、「二万八千円」を「三万四千円」に、「四万五千円」を「五万円」に、「一万九千円」を「二万二千円」に、「四千円」を「五千円」に、「二万二千円」を「二万四千円」に、「五千円」を「六千円」に、「三千円」を「四千円」に、「千五百円」を「二千円」に、「二千五百円」を「三千円」に、「二万五千円」を「二万八千円」に、「八千円」を「九千円」に、「三万六千円」を「四万円」に、「一万円」を「一万二千円」に、「三万五千円」を「三万九千円」に、「一万五千円」

二十円を「三百八十円」に、「二千円」を「二千三百円」に、「二百四十円」を「二百八十円」に、「百六十円」を「百九十円」に改める。

(電気用品取締法の一部改正)

第二十三条 電気用品取締法(昭和三十六年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第一項の表中「一万六千円」を「一万八千円」に、「五百円」を「六百円」に、「百二十円」を「百五十円」に改める。

(電気事業法の一部改正)

第二十四条 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第一百二十二条の表第一号中「七十七万円」を「八十六万円」に、「四十二万円」を「五十一万円」に改め、同表第二号中「四十四万円」を「四十五万円」に改め、同表第三号中「四十二万円」を「五十万円」に改め、「七万円」を「八万三千円」に改め、同表第四号中「六万円」を「八万四千円」に改め、同表第五号中「二万円」を「二千八百円」に改め、同表第六号中「三万円」を「三千七百円」に改め、同表第七号中「千二百円」を「千八百円」に改め、同表第八号中「八百円」を「千二百円」に改める。

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正)

第二十五条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第八十六条第一項の表中「十七万円」を「二十七万円」に、「十四万円」を「二十四万円」に、「十八万円」を「三十二万円」に、「一万円」を「一万三千円」に、「五万円」を「六万円」に、「二万三千円」を「二万九千円」に、「千八百円」を「千九百円」に、「七百元」を「八百円」に、「一万五千円」を「二万円」に、「八百円」を「千円」に、「二百円」を「三百円」に、「百二十円」を「二百円」に改める。

(砂利採取法の一部改正)

第二十六条 砂利採取法(昭和四十三年法律第七

十四号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第二項の表第一号中「六千円」を「七千円」に改め、同表第二号中「三千円」を「三千九百円」に改め、同表第三号中「三千円」を「四千二百円」に改め、同表第四号中「一万五千円」を「一万七千円」に改め、同表第五号中「七千円」を「七千九百円」に改め、同表第六号中「一万五千円」を「二万二千円」に改める。

(電気工事業務の適正化に関する法律の一部改正)

第二十七条 電気工事業務の適正化に関する法律(昭和四十五年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項の表中「一万円」を「一万三千円」に、「五千元」を「六千三百円」に、「八百円」を「九百円」に、「百二十円」を「百五十円」に改める。

(船員法の一部改正)

第二十八条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第二百一十一条の二中「千五百円」を「二千円」に改める。

(通訳案内業法の一部改正)

第二十九条 通訳案内業法(昭和二十四年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「千円」を「千五百円」に改める。

第十条第二項中「千円」を「千二百円」に改める。

(港湾運送事業法の一部改正)

第三十条 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。

第七條の四中「三千五百円」を「四千三百円」に改める。

(航空法の一部改正)

第三十一条 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第百三十五條の表第一号中「二百円」を「四百円」に改め、同表第一号の二中「三百六十

円」を「四百四十万円」に改め、同表第二号中「三百七十万円」を「四百四十万円」に改め、同表第三号中「三十一万円」を「三十六万円」に改め、同表第五号中「十八万円」を「二十一万円」に改め、同表第五号の二中「五十万円」を「五十八万円」に改め、同表第五号の三中「三十六万円」を「四十三万円」に改め、同表第六号中「三万三千円」を「三万七千円」に改め、同表第七号中「二万六千円」を「三万円」に改め、同表第七号の二中「七百元」を「千円」に改め、同表第八号中「二万五千円」を「二万八千円」に改め、同表第九号中「五百円」を「七百円」に改め、同表第十一号中「十三万円」を「十四万円」に改め、同表第十二号中「八万八千円」を「九万四千円」に改め、同表第十四号中「十万円」を「十一万円」に改め、同表第十五号中「八万五千円」を「八万八千円」に改め、同表第十六号中「十万円」を「十一万円」に改め、同表第十七号中「七万二千円」を「七万五千円」に改め、同表第十八号中「十万円」を「十一万円」に改め、同表第十九号中「七万二千円」を「七万五千円」に改め、同表第二十号中「二万円」を「二万五千円」に改める。

(小型船舶造船業法の一部改正)

第三十二条 小型船舶造船業法(昭和四十一年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

第八條中「六千円」を「七千四百円」に改める。

(電波法の一部改正)

第三十三条 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第百三条第一項の表第一号中「一万五千円」を「三万円」に、「六万八千円」を「十三万六千円」に改め、同表第二号中「六万四千円」を「七万円」に、「五十万円」を「七十二万三千円」に改め、同表第三号中「十二万八千円」を「十四万八千円」に改め、同表第四号中「六十

万円」を「七十一万円」に改め、同表第五号中「四千円」を「六千五百円」に改め、同表第七号中「千円」を「千二百円」に改め、同表第八号中「三万二千円」を「三万五千円」に、「二十五万円」を「三十六万六千円」に、「九万円」を「九万六千円」に改め、同表第二項の表中「一万六千円」を「一万七千円」に、「十二万五千円」を「十八万円」に、「八千円」を「八千五百円」に、「六万六千円」を「九万円」に、「二万三千円」を「二万四千円」に改める。

(測量法の一部改正)

第三十四条 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第四十九條第三項中「千円」を「千五百円」に改める。

第五十三條中「八百円」を「九百円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中不動産の鑑定評価に関する法律第十一条第一項の改正規定、第二条、第五条及び第六条の規定、第十九条中特許法第百七条第一項の改正規定、第二十条中実用新案法第三十一条第一項の改正規定、第二十一条中意匠法第四十二条第一項及び第二項の改正規定、第二十二

条中商標法第四十条第一項及び第二項の改正規定、第二十九条中通訳案内業法第五条第二項の改正規定並びに第三十条の規定は、昭和五十六年五月一日から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる受験手数料等については、なお従前の例による。

一 司法試験法第十一条第一項の改正規定の施行前に実施の公告がされた司法試験を受けようとする者が納付すべき受験手数料

二 特許法第百七条第一項の改正規定の施行前に納付し、又は納付すべきであった特許料

三 実用新案法第三十一条第一項の改正規定の施行前に納付し、又は納付すべきであった登

録料
四 意匠法第四十二条第一項及び第二項の改正
規定の施行前に納付した登録料

理由

最近における経済情勢等にかんがみ、各種手数料等の適正化を図る等必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

脱税に係る罰則の整備等を図るための国税関係法律の一部を改正する法律案

脱税に係る罰則の整備等を図るための国税関係法律の一部を改正する法律

(国税通則法の一部改正)

第一条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第七十条第二項第四号を削り、同項第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同条に次の一項を加える。

5 偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、若しくはその全部若しくは一部の税額の還付を受けた国税(当該国税に係る加算税及び過怠税を含む)についての更正決定等又は偽りその他不正の行為により当該課税期間において生じた純損失等の金額が過大にあるものとする納税申告書を提出していた場合における当該申告書に記載された当該純損失等の金額(当該金額に關し更正があつた場合には、当該更正後の金額)についての更正は、前各項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる更正決定等の区分に応じ、当該各号に掲げる期限又は日から七年を経過する日まで、することができ。

一 更正又は決定 その更正又は決定に係る国税の法定申告期限(還付請求申告書に係る更正については、当該申告書を提出した日)

第一類第五号 大蔵委員会議録第二十三号 昭和五十六年四月十七日

二 課税標準申告書の提出を要する国税に係る賦課決定 当該申告書の提出期限

三 課税標準申告書の提出を要しない賦課課税方式による国税に係る賦課決定 その納税義務の成立の日

第七十二条第一項中「日とする」の下に「次条第三項において同じ」を加える。

第七十三条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 国税の徴収権で、偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、又はその全部若しくは一部の税額の還付を受けた国税に係るものの時効は、当該国税の法定納期限から二年間は、進行しない。ただし、当該法定納期限の翌日から同日以後二年を経過する日までの期間内に次の各号に掲げる行為又は処分があつた場合においては当該各号に掲げる行為又は処分は、当該各号に掲げる行為又は処分の区分に応じ当該行為又は処分に係る部分の国税ごとに当該各号に掲げる日の翌日から、当該法定納期限までに当該行為又は処分があつた場合においては当該行為又は処分に係る部分の国税ごとに当該法定納期限の翌日から進行する。

一 納税申告書の提出 当該申告書が提出された日

二 更正決定等(加算税に係る賦課決定を除く) 当該更正決定等に係る更正通知書若しくは決定通知書又は賦課決定通知書が発せられた日

三 納税に関する告知(賦課決定通知書が発せられた国税に係るものを除く) 当該告知に係る納税告知書が発せられた日(当該告知が当該告知書の送達に代え、口頭でされた場合には、当該告知がされた日)

四 納税の告知を受けることなくされた源泉徴収等による国税の納付 当該納付の日

(所得税法の一部改正)

第二条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二百三十八条第一項中「三年」を「五年」に改める。

第二百四十四条第一項中「各本条」を「当該各条」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 前項の規定により第二百三十八条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

一部を次のように改正する。

第二百三十八条第一項中「三年」を「五年」に改める。

第二百四十四条第一項中「各本条」を「当該各条」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 前項の規定により第二百三十八条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(法人税法の一部改正)

第三条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二百五十九条第一項中「三年」を「五年」に改める。

第六百六十四条第一項中「第五百九十九条」を「第五百九十九条第一項」に、「各本条」を「当該各条」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 前項の規定により第五百九十九条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(相続税法の一部改正)

第四条 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第六十八条第一項中「詐偽」を「偽り」に、「三年」を「五年」に改める。

第七十一条中「法人の代表者」を「法人(第六十六条第一項に規定する人格のない社団又は財団を含む。以下この項及び次項において同じ)の代表者(当該社団又は財団の代表者又は管理者を含む)」に、「罰する外」を「罰するほか」に、「各本条」を「当該各条」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定により第六十八条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

3 第一項に規定する社団又は財団について同項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理者がその訴訟行為につきその社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(酒税法の一部改正)

第五条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第六十二条中「罰する外」を「罰するほか」に、「各本条」を「当該各条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により第五十四条第一項若しくは第二項又は第五十五条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、当該各条の罪についての時効の期間による。

(砂糖消費税法の一部改正)

第六条 砂糖消費税法(昭和三十年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三十九条に次の一項を加える。

2 前項の規定により第三十五条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(揮発油税法の一部改正)

第七条 揮発油税法(昭和三十一年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項第一号中「免かれ」を「免れ」に改め、同項第二号中「及び」を「又は」に改める。

第三十一条に次の一項を加える。

2 前項の規定により第二十七条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(地方道路税法の一部改正)

第八条 地方道路税法(昭和三十年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「同条」を「当該各条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により第十五条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(石油ガス税法の一部改正)

第九条 石油ガス税法(昭和四十年法律第五百十六号)の一部を次のように改正する。

第三十一条に次の一項を加える。

2 前項の規定により第二十八条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(石油税法の一部改正)

第十条 石油税法(昭和五十二年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二十七条に次の一項を加える。

2 前項の規定により第二十四条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(物品税法の一部改正)

第十一条 物品税法(昭和三十七年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四十七条に次の一項を加える。

2 前項の規定により第四十四条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(トランプ税法の一部改正)

第十二条 トランプ税法(昭和三十二年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四十一条に次の一項を加える。

2 前項の規定により第三十七条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

時効の期間による。

(入場税法の一部改正)

第十三条 入場税法(昭和二十九年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「左の」を「次の」に、「詐偽」を「偽り」に、「免かれ」を「免れ」に改める。

第二十八条中「罰する外」を「罰するほか」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により第二十五条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(取引所税法の一部改正)

第十四条 取引所税法(大正三年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二十条に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ依リ第十六条後段、第十七条第一項、第十七条ノ二第一項又ハ第十八条後段ノ違反行為ニ付法人又ハ人ニ罰金刑ヲ科スル場合ニ於ケル時効ノ期間ハ各本条ノ罪ニ付テノ時効ノ期間ニ依ル

(関税法の一部改正)

第十五条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「次項」を「第三項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 偽りその他不正の行為により関税を免れ、又は関税を納付すべき貨物について関税を納付しないで輸入した場合における当該貨物に係る関税についての第一項各号又は前項各号に掲げる更正、決定又は賦課決定は、これらの規定にかかわらず、法定納期限等から七年を経過する日まで、することができ。

第十四条の二第二項中、「関税法第九条第二項(申告納税方式による関税の納付)」を「関税法第九条第二項(申告納税方式による関税の納付)」と、同条第三項中「国税」とあるのは「関税」と、又はその全部若しくは一部の税額の還付を受けた」とあるのは「又は関税を納付すべき貨物について関税を納付しないで輸入した場合における当該貨物に係る」と、「法定納期限」とあるのは「関税法第十四条第一項に規定する法定納期限等」と、「納税申告書」とあるのは「納税申告に係る書面」と、「当該申告書」とあるのは「当該納税申告に係る書面」に改定する。

第六百七条中「免かれる」を「免れる」に、「(前条)を」(同条)に、「罰する外」を「罰するほか」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により第百十条第一項から第三項まで(関税を免れる等の罪)の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、当該各項の罪についての時効の期間による。

(関税暫定措置法の一部改正)

第十六条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「各本条を」を「当該各条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により第十二条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第十七条 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第八十七条第六項中「及び前二項」を「、第四項及び第五項」に、「前項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律の一部改正)

第十八条 輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二十五条に次の一項を加える。

2 前項の規定により第二十三条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 改正後の国税通則法第七十条の規定は、この法律の施行後に同条第五項各号に掲げる期限又は日が到来する国税(国税通則法第二条第一号に規定する国税をいう。以下この条及び次条において同じ)について適用し、この法律の施行前に当該期限又は日が到来した国税に係る国税通則法第五十八条第一項第一号に規定する更正決定等を行うことができる期間については、なお従前の例による。

(国税の徴収権の消滅時効に関する経過措置)

第三条 改正後の国税通則法第七十三条の規定は、この法律の施行後に国税通則法第七十二条第一項に規定する法定納期限が到来する国税について適用し、この法律の施行前に当該法定納期限が到来した国税の徴収権の時効については、なお従前の例による。

(関税及び輸入品に対する国内消費税の更正、決定又は賦課決定の期間制限及び徴収権の消滅時効に関する経過措置)

第四条 改正後の関税法第十四条(輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律(以下この条において「輪徴法」という。第二十条において準用する場合を含む)及び第十四条の二の規定は、この法律の施行後に関税法第十四条第一項

の輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律(以下この条において「輪徴法」という。第二十条において準用する場合を含む)及び第十四条の二の規定は、この法律の施行後に関税法第十四条第一項

(輸徴法第二十條において準用する場合を含む。)に規定する法定納期限等が到来する関税及び内国消費税(輸徴法第二條第一号に規定する内国消費税をいう。以下この条において同じ。)について適用し、この法律の施行前に当該法定納期限等が到来した関税及び内国消費税に係る改正前の関税法第十四條第二項及び第三項(輸徴法第二十條において準用する場合を含む。)に規定する更正、決定又は賦課決定をすることができ、期間並びに徴収権の消滅時効については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第五條 改正後の所得税法第二百四十四條第二項、法人税法第六十四條第二項、相続税法第七十一條第二項、酒税法第六十二條第二項、砂糖消費税法第三十九條第二項、揮発油税法第三十一條第二項、地方道路税法第十七條第二項、石油ガス税法第三十一條第二項、石油税法第二十七條第二項、物品税法第四十七條第二項、トランプ類税法第四十一條第二項、入場税法第二十八條第二項、取引所税法第二十二條第二項、関税法第七十七條第二項、関税暫定措置法第十四條第二項、沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十七條第六項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第二十五條第二項の規定は、この法律の施行後にした所得税法第二百三十八條第一項、法人税法第五十九條第一項、相続税法第六十八條第一項、酒税法第五十四條第一項若しくは第二項若しくは第五十五條第一項、砂糖消費税法第三十五條第一項、揮発油税法第二十七條第一項、地方道路税法第十五條第一項、石油ガス税法第二十八條第一項、石油税法第二十四條第一項、物品税法第四十四條第一項、トランプ類税法第三十七條第一項、入場税法第二十五條第一項、取引所税法第十六條後段、第十七條第一項、第十七條ノ二第一項若しくは第十八條後段、関税法第一百十條第一項から第三項まで、関税暫定措置法第十二條第一項、沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律第

八十七條第一項又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第二十三條第一項の違反行為について適用し、この法律の施行前にしたこれらの規定の違反行為については、なお従前の例による。

第六條 改正後の相続税法第七十一條第一項の規定は、この法律の施行後にした同項に規定する違反行為について適用する。

(租税特別措置法の一部改正)

第七條 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十條の四第十二項第三号中「第七十三條第三項」を「第七十三條第四項」に改める。

理 由

税務執行面における租税負担の公平の確保に資するため、今次の税制改正の一環として、所得税等の脱税犯に係る法定刑の長期の引上げ及び公訴時効期間の延長並びに国税の更正、決定等の制限期間の延長を図るほか、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十六年四月二十七日印刷

昭和五十六年四月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局